

第6章

各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に係る予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめています。

平成27年度予算における環境保全経費の総額は、前年度比5.2%増の1兆8,069億円となりました。主な特徴として、東日本大震災からの復興につなげるため、放射性物質により汚染された土壌等の除染の着実な実施のための予算を大幅に増額したほか、引き続き中間貯蔵施設の整備等に係る予算、放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る予算などを措置しており、「放射性物質による環境汚染の防止」に係る予算が大幅に増額されたことが挙げられます。

2 政府の対策

(1) 環境基本計画の進捗状況の点検

中央環境審議会は、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、政府に報告しています。平成26年は、第四次環境基本計画の第2回目の点検として、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」、「地球温暖化に関する取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」の分野及び放射性物質による環境汚染からの回復等における施策の進捗状況を点検しました。その点検結果については、26年12月の閣議において報告しました。

「第2回点検結果」http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_4_check.html

(2) 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

化学物質による健康や生態系への影響、地球温暖化による環境への影響など、環境問題の多くには科学的な不確実性があります。しかし、一度問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性があります。このため、環境影響が懸念される問題については、科学的証拠が欠如していることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきです。この予防的取組は、第四次環境基本計画においても「環境政策における原則等」として、位置付けられており、様々な環境政策における基本的な考え方として取り入れられています。関係府省は、第四次環境基本計画に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

第2節 経済・社会のグリーン化の推進

1 経済的措置

(1) 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-2-1のとおりでした。

表6-2-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

小規模企業設備資金制度による融資	「小規模企業者設備導入資金助成法」(昭和31年法律第115号)に基づき、小規模企業者に対しての、貸付け、割賦販売・リース。この一環として、公害防止施設に対する融資等。
日本政策金融公庫	産業公害防止施設等に対する特別貸付。 地域及び経営の実情、環境汚染の実態等に応じた環境保全対策に必要な家畜排せつ物処理施設の設置等に要する資金の融通。
独立行政法人中小企業基盤整備機構による融資	騒音、ばい煙などの公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で工場適地に移転する工場の集団化事業等に対する設備資金の融資等。 また、相談窓口を設置し、専門員が環境・安全関連の法律等に関する質問や相談に対応。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資	金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)による事業者負担金に対する融資。

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

(2) 税制上の措置等

平成26年度税制改正において、[1] 地球温暖化対策のための税の着実な実施、[2] 車体課税のグリーン化の強化、[3] ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)に係る課税標準の特例措置の創設(固定資産税)、[4] 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設(固定資産税)、[5] 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例措置の延長(所得税、法人税)、[6] 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)、[7] 認定長期優良住宅の新築等に係る税制上の措置の延長(固定資産税、不動産取得税、登録免許税)、[8] 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る税率の軽減措置の延長(登録免許税)、[9] 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)、[10] 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充、[11] 被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長等の措置を講じました。

(3) 地方公共団体における環境関連税の導入の動き

地方公共団体において、環境関連税の導入の検討が進められています。例えば、産業廃棄物の排出量又は処分量を課税標準とする税については、27の都道府県及び1の政令市で導入されています。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられています。

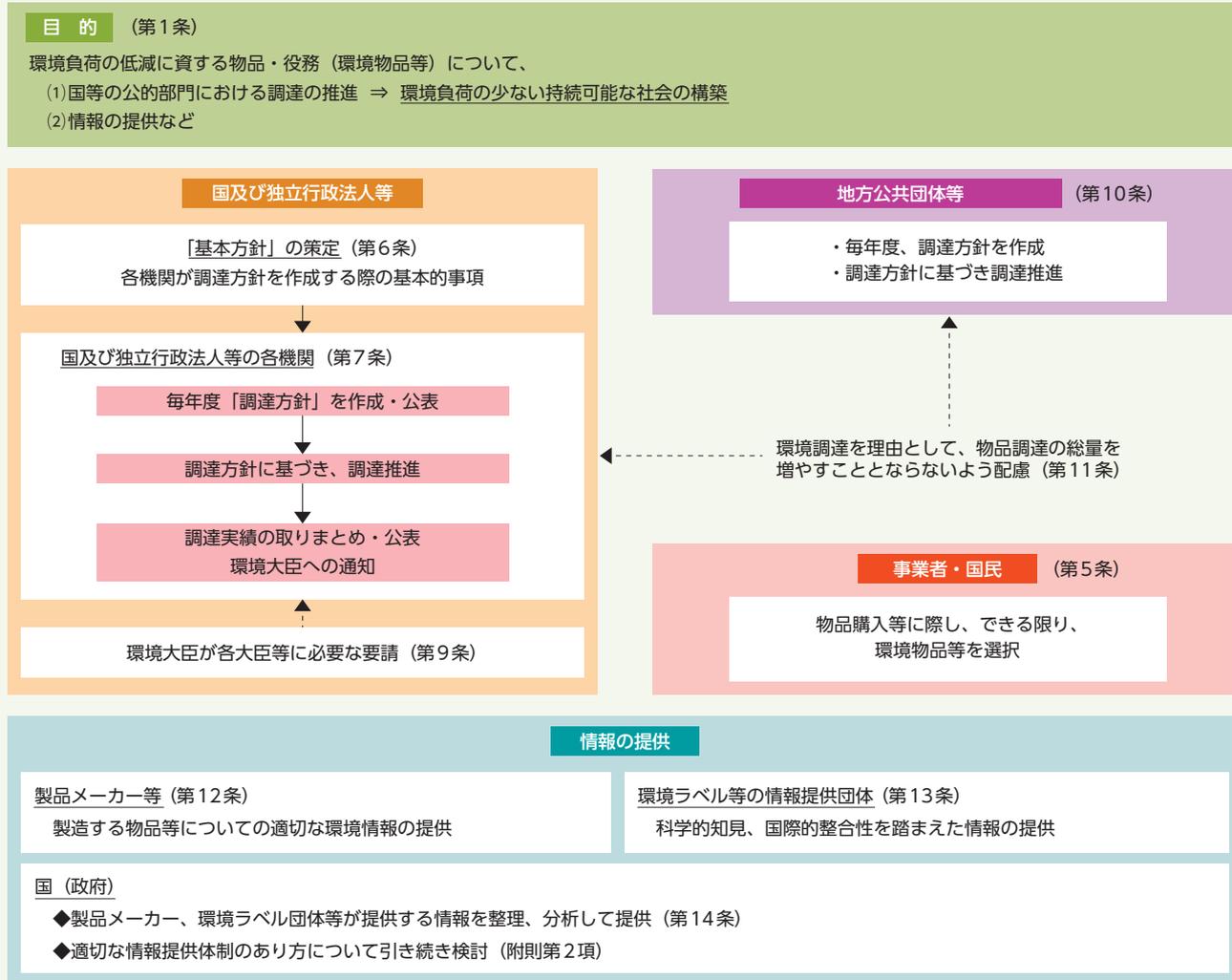
また、森林環境税や森づくり税等名称こそ違えど、森林整備等を目的とする税が35の県及び1の政令市で導入されています。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっています。

2 環境配慮型製品の普及等

(1) グリーン購入

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づく基本方針に即して、国及び独立行政法人等の各機関は、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました(図6-2-1)。

図6-2-1 グリーン購入法



資料：環境省

また、グリーン購入の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国8か所において開催しました。

その他、地方公共団体等でのグリーン購入を推進するため、マニュアル等の作成や実務支援等による普及・啓発活動を行っています。

さらに、国際的なグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入に関する世界各国の制度・基準についての情報を収集するとともに、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域の政府及び環境ラベルの担当者を招聘し、シンポジウムの開催等を行いました。

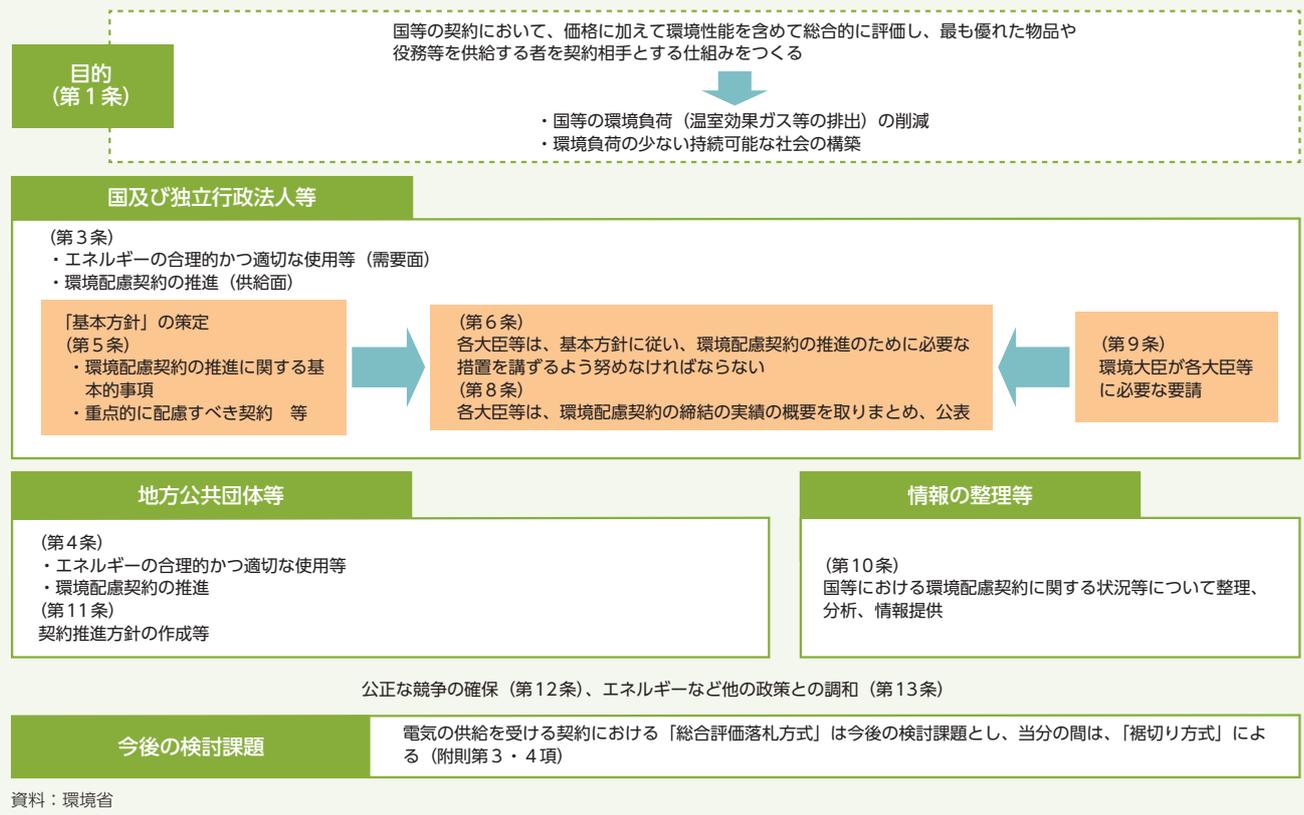
(2) 環境配慮契約

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）（環境配慮契約法）に基づく基本方針に従い、国及び独立行政法人等の各機関は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しました（図6-2-2）。

また、環境配慮契約の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした説明会を全国8か所において開催しました。

その他、地方公共団体等での環境配慮契約の推進のため、マニュアル等の作成や実務支援等による普及・啓発活動を実施しています。

図6-2-2 環境配慮契約法



(3) 環境ラベリング

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。日本で唯一のタイプⅠ環境ラベル（ISO14024準拠）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、平成27年3月末現在、エコマーク対象商品類型数は58、認定商品数は5,486となっています。

事業者の自己宣言による環境主張であるタイプⅡ環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。また、適切な環境表示の在り方をまとめた「環境表示ガイドライン」等についてのパンフレットを作成・配布しました。

なお、製品の環境負荷を定量的に表示するタイプⅢ環境ラベル（ISO14025準拠）にはカーボンフットプリント（CFP）制度等があり、平成27年3月末現在のCFP宣言認定製品数は1,054件となっています。

(4) 標準化の推進

日本工業標準調査会（JISC）は、平成25年度はJIS C4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ）などの省エネ関連のJIS制定や、回収骨材の利用等環境に配慮したJIS A5308（レディーミックストコンクリート）の改正などを行いました。また、JIS A5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）など9つのJIS製品規格及び4つのJIS測定方法がグリーン購入法に基づく「特定調達品目及びその判断の基準等」に追加され、調達基準として活用されることになりました。

(5) 住宅エコポイント

一定の省エネ基準を満たすエコ住宅の新築、二重サッシ化や複層ガラス化などの窓の断熱改修、外壁や天井等への断熱材の施工といったエコリフォーム、及びエコリフォームに併せて設置する住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）等に対して、多様な商品等と交換できるポイントを発行する住宅

エコポイント事業を実施しました。その後、平成23年10月から、東日本大震災の復興支援も目的として制度を再開し（復興支援・住宅エコポイント）、エコリフォームと併せて行うことでポイントの発行対象となる工事等に耐震改修やリフォーム^{かし}瑕疵保険への加入を追加したほか、発行されたポイントの半分以上を復興支援商品に使うこととしました。復興支援・住宅エコポイント制度におけるポイント申請期間は平成26年10月31日（被災地は11月30日）で終了し、住宅エコポイント制度と合わせて、約188万戸の申請がありました。

3 事業活動への環境配慮の組み込みの推進

(1) 環境マネジメントシステム

ISO14001を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」について、セミナーへの参加や環境配慮経営ポータルサイト（http://www.env.go.jp/policy/keiei_portal/about/）を通じての情報提供等、整備普及・促進を行いました。この結果、平成26年3月末現在、エコアクション21の認証登録件数は約8,000件となりました。また、より簡素なマネジメントシステムの実証に着手しました。

(2) 環境会計

事業者が行う環境保全活動をより効率的かつ効果的に測定評価できるよう、現行の「環境会計ガイドライン2005年版」の改訂に向けて、国内における利活用の実態や、環境負荷の実態を定量的に評価する国際的な新たな手法等の調査を行いました。

(3) 環境報告書

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています（図6-2-3）。環境報告書の作成・公表及び利用活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」（<http://www.env.go.jp/policy/envreport/>）を運用しました。また、民間企業・団体の環境報告書を検索可能な形で搭載したウェブサイトとして「環境報告書プラザ」（<https://www.ecosearch.jp/ja/>）を運用しました。

あわせて、近年の環境報告書への更なるニーズを踏まえ、環境報告書作成者等に分かりやすく説明した「環境報告書の記載事項の手引き」と、環境報告書の確からしさを担保する「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」の改訂を行いました。

また、環境報告書の表彰制度である環境コミュニケーション大賞において、優れた報告書の表彰を行いました。

そのほか、環境情報が投資判断の一要素として利用されつつあることを踏まえ、主として投資家等が利用することを前提とした情報データベースの試行的な構築に着手しました。

図6-2-3 環境配慮促進法の概要



(4) 公害防止管理者制度

各種公害規制を遵守し、公害防止に万全を期すため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)によって、一定の条件を有する特定工場には、公害防止組織の整備として、公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者及び公害防止に関する技術的な事項を管理する国家資格を有する公害防止管理者等を選任し、都道府県知事等への届出が義務付けられています。

資格の取得方法は、国家試験の合格、又は資格認定講習の修了の2種類があり、国家試験は昭和46年度から実施され、平成26年度の合格者数は6,501人、これまでの延べ合格者数は35万1,685人です。

また、資格認定講習は、一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者を対象として、昭和47年度から実施され、平成26年度の修了者数は2,149人、これまでの修了者数は

26万8,310人です。

(5) 効果的な公害防止の取組の促進

近年の環境問題の多様化や激甚な公害の対応を担ってきた職員の退職等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況が変化しており、こうした中で依然として、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）においては、排出基準超過等による改善命令が12件、文書による行政指導が2,880件、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）においては、改善命令等が6件、文書による行政指導が2,205件発出されている（平成23年度施行状況調査より）ことから、事業者や地方公共団体における効果的な公害防止対策の推進の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、改正された大気汚染防止法及び水質汚濁防止法が平成23年4月に全面施行され、事業者による測定結果の保存が新たに義務付けられるとともに、測定結果の未記録や改ざん等への罰則が強化されました。さらに、水質汚濁防止法については、事故時の措置の対象物質として52の指定物質を定めるなど拡充がなされました。その後、項目の追加などが行われ、平成27年3月末現在、56の指定物質が定められています。

また、平成24年6月に、地域の事業者・地域住民・地方自治体の3者による地域社会の連携の望ましい在り方について示した「新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針」を策定しました。

(6) 温室効果ガスの有効化審査員・検証員の力量に関する標準化

温室効果ガスの有効化審査員・検証員の力量に対する要求事項に関する国際規格（ISO14066）の平成23年4月発行を受けて、日本工業規格（JIS）を平成24年3月に発行しました。

(7) ICT利活用による環境負荷軽減の効果の評価手法

ICT製品・ネットワーク・サービスを対象として、「物の消費」や「人の移動」、「物の移動」等、ICTに特有の「8つの活動項目」について、それぞれ「原材料取得」、「製造」、「使用」、「廃棄／リサイクル」に至るライフサイクル全体にわたって、環境負荷（CO₂排出量）を算出し、ICT利活用による環境負荷軽減の効果を評価する「ICT製品・ネットワーク・サービスの環境影響評価手法（L.1410）」が平成24年3月にITU-T勧告となりました。

4 環境金融の促進

民間資金を環境分野へ誘引する観点からは、金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することが重要です。そのため、以下に掲げる取組を行いました。

(1) 環境関連事業への投融資の促進

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資による支援を行いました。

また、低炭素機器をリースで導入した場合のリース事業者に対するリース料の助成事業を引き続き実施したほか、再生可能エネルギー事業への融資実績の乏しい地域金融機関向けに、事業性評価の手法等を解説した手引き（風力発電事業編・小水力発電事業編）を作成する等、地域金融機関における事業性評価の能力向上の支援を行いました。

株式会社日本政策金融公庫においては、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利

用、温室効果ガス排出削減、省エネ等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

(2) 金融市場を通じた環境配慮の織り込み

金融機関が企業の環境配慮の取組全体を評価し、その評価結果に応じて低利融資を行う環境格付融資や、事業に伴う環境影響について融資先に調査等を求める環境リスク調査融資を促進するとともに、温暖化対策に資する設備投資を加速するため、利子補給事業を実施しました。

(3) 環境金融の普及に向けた基礎的な取組

金融機関が自主的に策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」（平成27年3月31日現在193機関が署名）について、引き続き事務局として支援を行いました。また、投融資判断に資する企業の環境情報の提供促進について検討を行いました。

5 その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、環境省の調査によれば、平成25年の市場規模は約93兆円、雇用規模は約255万人となっています（表6-2-2）。環境ビジネスの市場規模は、2009年（平成21年）に世界的な金融危機で落ち込んだものの、それ以降は着実に増加しています。

また、平成22年12月より、年に2回、企業を対象に、環境ビジネスの景況感等についての調査を行う「環境経済観測調査」を行っています。平成26年12月の調査結果によると、環境ビジネス実施企業の環境ビジネスに係る業況DI[※]は「22」と、前回の平成26年6月調査の業況DI「22」と同じで、他のビジネス実施企業も含めた全企業のDI「11」との比較では大きく上回っており、引き続き業況は好調さを維持しています。また、前回調査同様、先行きについては、半年先、10年先ともに引き続き良くなるとの見通しを維持しており、特に「地球温暖化対策」分野の業況DIが全体を牽引しています。

表6-2-2 環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状

市場規模（兆円）		雇用規模（万人）	
平成15年	平成25年	平成15年	平成25年
60	93	190	255

資料：環境省

注：「※」 DI：Diffusion Index。「良い」と回答した割合－「悪い」と回答した割合、%ポイント。

6 社会経済の主要な分野での取組

(1) 農林水産業における取組

環境と調和の取れた農業生産活動を推進するため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着や持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の普及推進を行いました。

また、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援を行うとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針に即し、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、栽培技術の体系化の取組等の支援、施設の整備に関する支援を行いました。

畜産業において発生する家畜排せつ物からの環境負荷を低減するため、堆肥化施設等の施設整備を推進し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく適正な

管理を確保するとともに、堆肥化による農業利用や、エネルギー利用等の一層の推進を図りました。

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び地球温暖化対策の推進を図るため、造林、保育、間伐等の森林整備や炭素の貯蔵庫となるなどの特徴を有する木材利用を推進するとともに、計画的な保安林の指定の推進及び治山事業等による機能が低下した保安林の保全対策、多様な森林づくりのための適正な維持管理の推進に引き続き努めました。

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度の的確な運用に加え、漁業者による水産資源の自主的な管理や資源回復計画に基づく取組を支援しました。また、沿岸域の藻場・干潟の造成等、生育環境の改善を実施しました。養殖業については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進するとともに、種を組み合わせた養殖による環境負荷低減技術の開発を進めました。

(2) 運輸・交通

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づき、自動車からのNO_x及びPMの排出量の削減に向けた施策を実施しました。また、同法による車種規制の円滑な施行を図るため、政府系金融機関による低利融資等の普及支援策を講じました。

ア 低公害車の開発等

次世代低公害車の技術開発としては、大型車について低公害性の抜本的な改良を目指すため、高効率ハイブリッドトラック、電気・プラグインハイブリッドトラック、バイオディーゼルエンジン及び高性能電動路線バス等の技術開発等を進めました。

また、交通分野において、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究として、燃料電池フォークリフトの実用化と最適水素インフラ整備の開発・実証事業等を行いました。

さらに、車両導入に対する各種補助、自動車税のグリーン化及び自動車重量税・自動車取得税の免除・軽減措置等の税制上の特例措置並びに政府系金融機関による低利融資を講じ、次世代自動車の更なる普及促進を図りました。

イ 交通管理

新交通管理システム（UTMS）の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、光ビーコン等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供しました。また、交通公害低減システム（EPMS）を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用しました。さらに、道路交通情報通信システム（VICS）車載機の導入・普及等を積極的に推進しました。

また、都市部を中心に各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めました。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共交通機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム（PTPS）の整備等を推進しました。また、都市における円滑な交通流を阻害している違法駐車を防止し、排除するため、駐車規制の見直し、違法駐車取締りの強化、違法駐車抑止システム、駐車誘導システム等の運用等のハード、ソフト一体となった駐車対策を推進しました。

ウ 公共交通機関利用の促進

自家用自動車に比べ環境負荷の少ないバス・鉄道などの公共交通機関利用への転換を促進するため、バス・鉄道共通ICカードの普及促進、バスロケーションシステムの普及促進、ノンステップバスの導入促進

等、バスの利用促進策を講じました。また、都市鉄道新線の整備、複々線化等の輸送力増強による混雑緩和や、速達性の向上を図りました。さらに、貨物線の旅客線化、駅施設や線路施設の改良など既存ストックを有効活用するとともに、乗継円滑化等に対する支援措置を講じることや駅のバリアフリー化を推進することにより利用者利便の向上策を講じました。

また、通勤交通グリーン化の推進のため、事業所単位でのエコ通勤の取組支援として、エコ通勤優良事業所認証制度の普及・促進を図り、平成26年3月末現在で645事業所を認証するなど、マイカーから公共交通等への利用転換の促進を図りました。

第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

1 グリーン・イノベーションの推進

(1) 環境研究・技術開発の実施体制の整備

ア 研究開発の総合的推進

第4期科学技術基本計画（計画年度：平成23年度～平成27年度）では、科学技術政策と科学技術の成果を新たな価値創造に結び付けるイノベーション政策とを一体化した科学技術イノベーション政策を全面に押し出し、従来の「分野別推進戦略」から国が取り組むべき政策課題をあらかじめ設定する「課題解決型推進戦略」に転換しています。環境・エネルギー分野でのイノベーションを目指すグリーン・イノベーションでは、エネルギーの安定確保、気候変動問題への対応を喫緊の課題としています。

グリーン・イノベーションでは、まず目指すべき社会の姿を「自然と共存し持続可能な環境・エネルギー先進国」とし、次にその実現に必要な政策課題を、クリーンエネルギー供給の安定確保、分散エネルギーシステムの拡充、エネルギー利用の革新、社会インフラのグリーン化、と設定しています。さらに、例えば政策課題「社会インフラのグリーン化」の解決のために最優先で進めるべき重点的取組としては「地域特性に応じた自然共生型のまちづくり」を設定するという手順で、個別施策の提示の前に全体設計をしています。

また、平成22年からの5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題や、その効果的な推進方を示した「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月中央環境審議会答申）に関して、平成26年度が最終年に当たることから、単年度の進捗のみならず、平成22年以降の約4か年における実施状況をフォローアップし、平成26年11月に結果を公表しました。その後、新たな環境研究・技術開発の方向性について、中央環境審議会総合政策部会環境研究・技術開発推進戦略専門委員会において議論を進めています。

イ 環境省関連試験研究機関における研究の推進

(ア) 独立行政法人国立環境研究所

独立行政法人国立環境研究所では、環境大臣が定めた第3期中期目標（平成23年度～平成27年度）と第3期中期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、また、政策貢献型の研究機関としての役割を果たすため、環境研究の柱となる8の研究分野（[1] 地球環境研究分野、[2] 資源循環・廃棄物研究分野、[3] 環境リスク研究分野、[4] 地域環境研究分野、[5] 生物・生態系環境研究分野、[6] 環境健康研究分野、[7] 社会環境システム研究分野、[8] 環境計測研究分野）を設定し、それらを担う研究センターにおいて、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に研究を推進しました。特に、課題対応型研究としては、緊急かつ重点的な研究課題や次世代の環境問題に先導的に取り組む研究課題として、10の研究プログラムを推進しています。さらに、長期的な取組が必要な環境研究の基盤整備として、地球環境モニタリングや、「子どもの健康と環境に関する全国調査」の総括的な管理・運営等を進めました。また、環境の保全に関す

る国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」(<http://tenbou.nies.go.jp/>)によってインターネット等を通じて広く提供しました。

東日本大震災等の災害と環境に関する研究として、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理処分技術・システムの確立や、放射性物質の環境動態解明、放射線被ばく量の評価、生物・生態系への影響評価、災害後の地域環境の再生・創造等に関する調査・研究を実施しました。

(イ) 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、外部委員による評価と水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、平成22年8月に「中期計画2010」を策定し、[1] メチル水銀の健康影響に関する調査・研究、[2] メチル水銀の環境動態に関する調査・研究、[3] 地域の福祉の向上に貢献する業務、[4] 国際貢献に資する業務の4つの重点分野について研究及び業務を推進しました。

特にメチル水銀の健康影響に関して、脳磁計(MEG)・磁気共鳴画像診断装置(MRI)を活用した臨床研究を地元医療機関との共同研究により実施したほか、水銀に関する水俣条約に対応した国際貢献を積極的に進め、開発途上国に対する研究者の派遣を行いました。

また、国外の研究者を受け入れて、メチル水銀のヒトへの健康に及ぼす影響に関する共同研究や水銀分析技術を中心とした研修を実施し、WHO研究協力センターとしての役割を果たしました。

あわせて、これらの施策や研究内容について、国立水俣病総合研究センターウェブサイト(<http://www.nimd.go.jp/>)上で具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

ウ 各研究開発主体による研究の振興等

我が国では、先進環境材料分野、植物科学分野、環境情報分野、北極気候変動分野において大学等のネットワークを構築し、組織横断的な教育・研究活動や施設・設備の共同利用、産学連携プラットフォームの構築等を推進しました。大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所が実施する人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を横断的に取り入れた地球環境問題の解決に資する研究プロジェクトの推進や科学研究費助成事業による研究助成など、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。また、戦略的創造研究推進事業等により、環境に関する基礎研究の推進を図りました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するほか、環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図ります。

(2) 環境研究・技術開発の推進

「環境研究総合推進費」では、環境政策への貢献をより一層強化するため、環境省が必要とする研究テーマ(行政ニーズ)を明確化し、本年度より地方公共団体がニーズを有する研究開発テーマも組み入れました。重点施策としては、戦略研究プロジェクト「SLCPの環境影響評価と削減パスの探索による気候変動対策の推進」と「持続可能な沿岸海域実現を目指した沿岸海域管理手法の開発」を開始しました。

また、地球温暖化の防止に関する研究の中で、各府省が中長期的視点から計画的かつ着実に関係研究機関において実施すべき研究を、「地球環境保全試験研究費」により効果的に進めました。

総務省では、独立行政法人情報通信研究機構等を通じ、電波や光を利用した地球環境観測技術として、人工衛星から地球の降水状態を観測するGPM搭載二周波降水レーダ、同じく人工衛星から地球の雲の状態を観測する雲レーダ、ライダーによる風速や温室効果ガスの高精度観測技術、突発的局所災害の観測及び予測のために必要な次世代ドップラーレーダ技術、大気微量物質等を計測する高周波センシング技術、天候等に

左右されずに被災状況把握を可能とするレーダを使用した高精度地表面可視化技術の研究開発等を実施しました。さらに、情報通信ネットワーク設備の大容量化に伴って増大する電力需要を抑制するため、光の属性を極限まで利用するフォトニックネットワーク技術による低消費電力光ネットワークノード技術等、極限光ネットワークシステム技術の研究開発を実施しています。

農林水産省では、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価手法の開発、国産バイオ燃料の利用促進を図るため、バイオエタノールの生産コストを大幅に削減する技術開発、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術の開発及び影響評価に基づく地球温暖化の進行に適応した生産安定技術の開発、環境保全型農業等の農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多様性指標とその評価法の開発を引き続き推進しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた被災地における営農の早期再開のため、関係府省が連携して、物理的手法や化学的手法による農地土壌の放射性物質除去技術や作物の種類に応じた農作物への放射性物質吸収抑制技術の開発を実施するとともに、その効果を実証し、成果が得られたものについて順次公表しました。東日本大震災により被災した木材加工流通施設等の復旧、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析や効率的な放射性物質の除去・低減のための技術の検証・開発等を推進しました。

経済産業省では、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発を実施しました。また、バイオテクノロジーの適切な産業利用のための遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の適切な施行や、海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するため関係者との協議を行う等、事業環境の整備を実施しました。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、様々な対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の実用化や、地球温暖化対策に資するCO₂の吸収量算定手法の開発等を実施しました。低炭素・循環型社会の構築に向け、下水道革新的技術実証事業（B-DASH）等による下水汚泥有効利用等の新技術の開発と普及を推進しました。また、船舶からの大気汚染防止に関する国際規制強化の動向に対応するため、排出ガスに含まれるNO_x等を大幅削減する環境に優しい船用エンジンの排出ガス後処理装置（SCR触媒）に係る認証方法技術を確立しました。

文部科学省と経済産業省は連携して、「元素戦略／希少金属代替材料開発プロジェクト」を推進しました。文部科学省は「元素戦略プロジェクト」の中で、物質・材料の特性・機能を決める元素の役割を解明し利用する観点から、希少元素をユビキタス元素で代替し新しい材料の創製につなげる研究開発を現在も継続して推進しています。一方、経済産業省は、「希少金属代替材料開発プロジェクト」で、液晶パネル等に使用される透明電極向けインジウム、希土類磁石向けジスプロシウム及び超硬工具向けタングステンの代替／使用量低減に向けた技術開発を実施しました。また、文部科学省は太陽光で水を分解して水素を得る光触媒の開発や、セルロースなど植物の非可食部位を分解し糖に変換する固体酸触媒の開発を進めています。

（3）環境研究・技術開発の効果的な推進方策

地球温暖化対策に関しては、新たな地球温暖化対策技術の実用化・導入普及を進めるため、「CO₂排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」において、重量車のCO₂削減対策上不可欠な大型路線用燃料電池バスの開発や、電力消費量が大きい上水道施設対策に必要な高効率・低コストの管水路用水力発電技術の開発等、全体で33件の技術開発・実証研究事業を実施しました。また、二酸化炭素回収・貯留（以下「CCS」という。）技術の導入に向けて、回収されたCO₂を船舶（シャトルシップ）で海上輸送し、海底下に圧入・貯留するシステムの検討等を行いました。

先端的低炭素化技術開発事業では、抜本的な温室効果ガスの削減を実践するため、従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究開発を、引き続き幅広く公募によりシーズを発掘し、競争的環境下で推進しました。

省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、クリーンコールテクノロジーの開発を実施するとともに、分離回収したCO₂を地中へ貯留するCCSに関わる技術開発を実施しました。

総務省が行った実証実験等の成果が盛り込まれた、データセンターにおける空調システムの省エネルギー対策「グリーンデータセンターのベストプラクティス (L.1300)」が平成23年11月にITU-T勧告となりました。

先進的な環境技術の普及を図る「環境技術実証事業」では、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）など従来実施している分野に加えて、中小水力発電技術分野を対象とし、計9分野において対象技術の環境保全効果などを実証しました。また、これまでに実証した技術について、成果を発表し、技術の普及を図るため、ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) や展示会等での紹介を行いました。

地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費に係る研究成果については、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ウェブサイト (<http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/gaiyou/>) において、研究成果及びその評価結果等を公開しています。

地球温暖化対策技術開発・実証研究事業についても、環境省ウェブサイトにおいて成果及びその評価結果等を公開しているほか、「地球温暖化対策技術開発成果発表会」を開催し、一般向けに広く情報提供を行いました。

2 官民における監視・観測等の効果的な実施

(1) 地球環境に関する観測・監視

大気における気候変動の観測について、気象庁は世界気象機関（WMO）の枠組みで地上及び高層の気象観測や地上放射観測を継続的に実施するとともに、全球気候観測システム（以下「GCOS」という。）の地上及び高層や地上放射の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。さらに、世界の地上気候データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し地上気候データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

また、温室効果ガスなど大気環境の観測については、独立行政法人国立環境研究所及び気象庁が、温室効果ガスの測定を行っています。独立行政法人国立環境研究所では、沖縄県波照間島等で温室効果ガスの測定を行っているほか、アジア太平洋を含むグローバルなスケールで航空機・船舶を利用し大気中及び海洋表層における温室効果ガスの測定を行うとともに、陸域生態系における炭素収支の測定を行っています。また、気候変動による影響把握の一環として、サンゴや高山植生のモニタリングを行っています。気象庁では、WMOにおける全球大気監視計画（以下「GAW計画」という。）の一環として、温室効果ガス、CFC等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線及び大気混濁度等の定常観測を東京都南鳥島等で行っているほか、航空機による北西太平洋上空の温室効果ガスの定期観測を行っています。さらに、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中の二酸化炭素等の定期観測を実施しています。これらの観測データについては、定期的に公表しています。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等を用いた観測研究、観測技術の研究開発を推進しました。第55次南極地域観測隊が昭和基地を中心に、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球環境変動の解明を目的とする各種のプロジェクト研究観測等を実施しました。また、北極海域における大気・海洋観測の強化や環境予測システムの構築等を図る北極気候変動プロジェクトを推進しました。地球規模の変動に大きく関わっている海洋における観測について、海洋の観測データを飛躍的に増加させるため、海洋自動観測フロート約3,000個を全世界の海洋に展開し、地球規模の高度海洋監視システムを構築する「アルゴ (Argo) 計画」を推進しました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、

海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候変化に関する予測情報を「地球温暖化予測情報」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の流れを更に精緻化させた詳細な気候変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、熱帯降雨観測衛星（TRMM）搭載の我が国の降雨レーダ（PR）や米国地球観測衛星（Aqua）搭載の我が国の改良型高性能マイクロ波放射計（AMSR-E）から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。さらに、環境省、独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）の観測データの検証、解析を進め、全球の温室効果ガスの濃度分布、月別・地域別の吸収・排出量の推定結果等の一般提供を行いました。観測データの解析により、世界の大都市等においてその周辺よりも二酸化炭素濃度が高い傾向が見られることを明らかにしました。さらに、平成29年度打ち上げを目指し、観測精度と密度を飛躍的に向上させたGOSATの2号機の開発を平成24年度から実施しています。

我が国における地球温暖化に係る観測を、統合的・効率的に実施するため、環境省と気象庁は共同で地球観測連携拠点（温暖化分野）の活動を推進しました。

地球環境変動予測研究については、世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して地球温暖化予測モデル開発等を推進するとともに、全球予測結果の高精細化や不確実性の低減等のための研究開発を推進しました。

さらに、観測・予測データの収集からそれらのデータの解析処理を行うための共通プラットフォームの整備・運用を実施するとともに、具体的な適応策の提示までを統一的・一体的に推進することにより、温暖化に伴う環境変化への適応策立案に貢献する研究開発を推進しました。

また、「地球観測の推進戦略」を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢整備のため、「地球環境保全試験研究費」において「地球観測モニタリング支援型」を平成18年度より創設し、平成26年度は「炭素循環の気候応答解明を目指した大気中酸素・二酸化炭素同位体の統合的観測研究」、「国際統合データベースによる海洋表層CO₂分圧と栄養塩類のマッピングに関する研究」、「東アジアにおける森林動態観測ネットワークを用いた森林炭素収支の長期変動観測」、「南鳥島における多成分連続観測によるバックグラウンド大気組成変動の高精度モニタリング」、「分光日射観測とデータ同化によるエアロゾル・雲の地表面放射収支に与える影響監視に関する研究」課題を開始しました。

(2) 技術の精度向上等

地方公共団体及び民間の環境測定分析機関における環境測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図るため、環境汚染物質を調査試料として、「環境測定分析統一精度管理調査」を実施しました。

3 技術開発などに際しての環境配慮等

バイオレメディエーション事業の健全な発展と利用の拡大を通じた環境保全を図るため、「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき、事業者から申請のあった事業計画が、同指針に適合しているか確認を行いました。

第4節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力等の推進

地球環境問題に対処するため、[1] 国際機関の活動への支援、[2] 条約・議定書の国際交渉への積極的参加、[3] 諸外国との協力、[4] 開発途上地域への支援を積極的に行っています。

(1) 地球環境保全等に関する国際的な連携の確保

ア 多国間の枠組みによる連携

(ア) 国連を通じた取組

a 国連持続可能な開発会議（リオ+20）等における取組

平成24年のリオ+20において立上げが合意された持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）に関するオープン・ワーキンググループ（以下「OWG」という。）は、25年1月から26年7月にかけて計13回にわたって開催され、27年9月に採択予定の「ポスト2015年開発アジェンダ」の基礎となるSDGs報告書が26年7月に公表されました。我が国も各OWG会合に出席し、各テーマの下で我が国が重視する取組等について発言する等、議論に貢献しました。

また、環境研究総合推進費により平成25年度から開始した「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」等では、各分野の研究者が共同で、指標、開発、ガバナンスといった側面について、学際的な研究を行っており、公開シンポジウムを開催するなど多様な視点からSDGsへの議論がなされました。さらに、持続可能な消費と生産（SCP）パターンの国際的定着に向け、国や地方レベルの政策、民間・NGO等を含む各種事業、人材育成、技術移転、研究等を促進するために、同じくリオ+20で合意された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組」が26年から本格的に始まりました。本枠組みが持つ6つのプログラムのうち、環境省は「持続可能なライフスタイルと教育」の共同リード機関として、アジアをはじめとする新興国・途上国における低炭素・持続可能な消費行動・ライフスタイルへの移行に向けた取組を開始しました。

b 国連環境計画（UNEP）における活動

我が国は、創設当初から一貫して国連環境計画（以下「UNEP」という。）の管理理事国であるとともに、環境基金に対し、平成25年は約280万ドルを拠出する等、多大な貢献を行っています。UNEP強化策の1つとして、24年6月に開催されたリオ+20の成果文書「我々が望む未来（The Future We Want）」において、管理理事会は「国連環境総会（以下「UNEA」という。）」と改名され、全ての国連加盟国が参加する第1回会合が26年6月23日～6月27日にナイロビで開催されました。なお、我が国は23年2月より管理理事会（25年まで）、及びUNEA（26年から）のビューロー（議長団）メンバーを務めています。

大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター（以下「UNEP/IETC」という。）に対しては、平成25年は約160万ドルを拠出する等財政的な支援を実施するとともに、UNEP/IETCが実施する開発途上国等への環境上適正な技術の移転に関する支援、環境保全技術に関する情報の収集・整備及び発信や廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップへの協力等を行い、関係府市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を支援しました。なお、UNEP/IETCへの拠出金に関しては、24年6月に行われた環境省行政事業レビューにおける指摘を受け、環境省では、UNEP/IETCの機能及び組織に関する改善・見直しを検討する外部有識者検討委員会を開催しました。同委員会によって25年7月に取りまとめられた提言を受け、UNEP/IETCの協力体制の強化を目的として、UNEP/IETCと密接に協働し、国内外の様々なステークホルダーと連携するための機能を有する「コラボレーティングセンター」が26年12月に発足しました。

また、UNEPアジア太平洋地域事務所が実施する「気候変動に強靱な発展支援プログラム」への拠出を

通して、アジア太平洋地域の途上国に対し適応基金へのダイレクトアクセスの能力開発を行いました。平成27年3月には、我が国の提案・資金支援により第1回世界適応ネットワーク（以下「GAN」という。）フォーラム及び第2回GAN運営委員会を開催し、各地域の適応の取組について知見を共有するとともに、今後の活動方針を議論しました。

（イ）経済協力開発機構（OECD）における取組

我が国は、平成24年1月から経済協力開発機構（以下「OECD」という。）環境政策委員会の副議長を務めるなど、OECD環境政策委員会及び関連作業部会の活動に積極的に参加してきました。我が国がOECDに加盟して50周年を迎えた平成26年には、シンポジウム等を開催するなど、持続可能な社会の実現に向けた取組を実施しました。

（ウ）主要国首脳会議（G7サミット）における取組

平成26年6月にベルギーで開催されたG7ブリュッセル・サミットでは、気候変動が議題として取り上げられました。G7首脳は、全ての締約国に適用される新たな議定書、他の法的文書又は憲章の下で法的効力を有する合意成果といった世界的な合意を2015年（平成27年）に採択するとの強い決意を確認しました。

（エ）アジア・太平洋地域における取組

a 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

平成26年4月に、韓国において第16回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM16。以下、日中韓三カ国環境大臣会合を「TEMM」という。）を開催し、平成27年～平成31年に三カ国間で大気環境改善、生物多様性、化学物質管理、3R、気候変動、水・海洋環境、環境教育、地方環境管理、グリーン経済への移行の9分野に優先的に取り組んでいくことに合意しました。また、TEMMの枠組みの下で、日中韓環境産業円卓会議、日中韓合同環境研修、日中韓環境教育ネットワークにおけるシンポジウム等のプロジェクトを実施しました。

b ASEAN+3（日中韓）環境大臣会合及び東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合

平成26年9月に、ラオス・ビエンチャンにおいて第13回ASEAN+3環境大臣会合及び第4回東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合が開催されました。これらの会合では、環境的に持続可能な都市（ESC）に関するモデル都市プログラムや、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）及び低炭素アジア研究ネットワーク（LoCARNet）等の都市の低炭素化に資する協力施策について議論を行いました。

c 北東アジア環境協力プログラム（NEASPEC）

北東アジア地域環境協力プログラム第19回高級実務者会合（NEASPEC SOM19）が平成26年9月にロシアのモスクワで開催され、「国境地域の自然保護」、「越境大気汚染」や「環境効率」等をテーマとして議論を行いました。

d その他の取組

平成26年8月に、石川県において「第23回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」を開催し、アジア太平洋地域（12か国）、その他の国・地域（3か国・1地域）及び国際機関等（8機関）から、35名の緩和政策・事業や同分野の研究等の担当官や専門家、気候変動交渉等に係る行政官が参加し、同地域における国内の緩和政策の実施の状況と課題及び各国が自主的に定める2020年（平成32年）以降の約束草案の在り方について議論しました。

(オ) クリーンアジア・イニシアティブ

環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目指すクリーンアジア・イニシアティブの理念の下、様々な環境協力を戦略的に展開しています。

a アジアEST地域フォーラム

平成26年11月にスリランカのコロンボにおいて第8回アジアEST（環境的に持続可能な交通）地域フォーラムを開催し、アジア地域21か国等から参加した代表と、ESTに関する政策、先進事例等の共有を図りました。また、アジアにおける低炭素交通促進に向けたコロンボ宣言が採択されました。

b 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）

平成26年11月に、インドネシアのジャカルタにおいて第16回政府間会合が開催され、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の対象範囲の拡大を含む将来発展に関する検討が行われました。

c アジア水環境パートナーシップ（WEPA）

平成27年2月にスリランカにおいて第10回年次会合及びトレーニングワークショップを開催し、各国の産業排水管理や生活排水対策に関する課題の解決に向けて、意見交換を行いました。

d アジア水環境改善モデル事業

我が国企業による海外での事業展開を通じ、アジア等の水環境の改善を図ることを目的に、平成23年度よりアジア水環境改善モデル事業を実施しています。26年度は、過年度に実施可能性調査を実施した3件（ベトナム（2件）、ソロモン諸島）の現地実証試験を実施したほか、新たに公募により選定された民間事業者が、ベトナム（水産加工排水処理事業）、マレーシア（浄化槽整備）、インド（再生水システム）の実施可能性調査を実施しました。

e アジア・コベネフィット・パートナーシップ

平成22年11月に創設された「アジア・コベネフィット・パートナーシップ」において、アジアの途上国における環境汚染対策と温室効果ガス排出削減を同時に効率的に推進するための方策検討に積極的に参画するとともに、ウェブサイト（<http://www.cobenefit.org/>）やコベネフィット白書の出版を通じ、コベネフィット・アプローチの普及啓発に取り組みました。

f アジア諸国における石綿（アスベスト）対策技術支援

平成27年2月にマレーシアに行政・技術専門家を派遣し、石綿対策に関する情報の提供を行いました。

イ 二国間の枠組みによる連携

(ア) 中国

日中環境保護協力協定に基づき、日中環境保護合同委員会を継続的に開催するなど様々な機会を捉えて、日中それぞれの環境政策及び大気汚染、気候変動対応、廃棄物、生物多様性等における環境協力を推進しました。

大気分野については、日中間の都市間連携による大気環境改善に関する協力を進めるとともに、平成19年12月に、両国の環境大臣間での合意により開始した、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減の双方に資するコベネフィット協力について、23年4月には、協力の第2フェーズに係る覚書に合意し、中国第12次五ヶ年計画の大気汚染物質削減目標に資する協力を進めました。さらに、中国での窒素酸化物の総量削減に資するため、21年度から窒素酸化物削減手法や評価に関する共同研究を実施しており、23年度からは湖北省武漢市を対象として、NO_x削減対策技術を導入するモデル事業を開始しています。

水分野については、平成23年4月に両国環境大臣間で締結された覚書に基づき、農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減モデル事業を実施しており、過年度に完成した山東省威海市及び四川省徳陽市のモデル施設に加え、26年度には浙江省嘉興市においてモデル施設が完成し、これら3施設を中国側に引き渡しました。

(イ) インドネシア

平成19年12月に両国の環境大臣間で締結したコベネフィット協力に関する共同声明に基づき協力を実施してきたところですが、23年9月に協力の第2フェーズに係る文書に署名し、農産業分野を対象とした調査研究、人材育成及び実証事業等を行いました。

また、平成19年11月、日本国政府とインドネシア政府との間で両国間の気候変動分野における具体的な協力と更なる対話の促進が重要との認識の下、森林保全、JCM、測定・報告・検証（MRV）の強化、低炭素成長の実現等における協力をうたった二国間協力文書が合意され、両国の間で具体的な施策に関する協議を進めました。その後、25年8月には、JCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始し、26年10月には、最初のJCMプロジェクトの登録が行われました。

さらに、平成24年12月に両国大臣が署名した「日本国環境省とインドネシア共和国環境省の間の環境協力に関する協力覚書」や、26年2月に開催した第1回日本・インドネシア環境政策対話の開催を通じ両国の環境協力を引き続き強化しています。また、両国の都市間環境協力についてJCMの活用を想定した支援等を継続的に実施しています。

(ウ) インド

平成26年1月、安倍総理とシン首相との首脳会談が行われ、共同声明「日インド戦略的グローバル・パートナーシップの強化」において、JCMに関する協議を継続することを共有しました。

(エ) ベトナム

我が国が有する知見を活用し環境保護法改正を支援するため、環境法の専門家派遣等を実施しました。

また、平成25年7月、日本国政府とベトナム政府との間でJCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始することとなりました。

さらに、同年12月に署名した「日本国環境省とベトナム社会主義共和国天然資源環境省の間の環境協力に関する協力覚書」に基づき、26年8月に第1回日本・ベトナム環境政策対話を開催し、気候変動、ベトナムにおける改正環境保護法の実施、廃棄物管理等について議論を行いました。

(オ) モンゴル

平成24年12月、両国の環境大臣が「環境協力・気候変動・二国間クレジット制度に関する共同声明」に署名しました。その後、25年1月には、他国に先駆けてJCMに関する二国間文書への署名が行われ、同制度を正式に開始することとなりました。

平成27年3月、第9回日本・モンゴル環境政策対話を日本で開催し、気候変動、大気汚染、エコツーリズム等に関して双方の経験を共有し、モンゴルの抱える環境問題解決のために意見交換を行いました。また、両国の環境協力を一層推進することに合意しました。

(カ) 韓国

日韓環境保護協力協定に基づき、これまでに16回の日韓環境保護協力合同委員会を開催し、両国間での環境協力に関して幅広い意見交換等を行っています。前回は平成25年12月に韓国・ソウルで開催しており、平成26年度は第17回の開催に向けた準備を進めました。

(キ) シンガポール

平成26年3月に署名した「日本国環境省とシンガポール共和国国家環境庁との環境協力に関する同意書」に基づき、27年1月に東京で第2回日本・シンガポール環境政策対話を開催し、廃棄物管理・リサイクル及び大気汚染管理について、双方の政策や経験を共有し、意見交換を行いました。

ウ 環境と貿易

我が国は、平成25年7月に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉に正式に参加しました。「環境」分野では、貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易・投資障壁として利用しないことなどについて議論を行いました。また、欧州連合（EU）、中国・韓国、カナダ、コロンビア等との経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）交渉において、適切かつ戦略的な環境配慮を確保すべく交渉を進めました。

エ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図り、報道発表の英語概要を逐次掲載しました。また、英語版広報誌の刊行、「Japan Annual Report on the Environment, the Sound Material-Cycle Society and Biodiversity 2014（英語版環境・循環型社会・生物多様性白書）」等、海外広報資料の作成・配布やインターネットを通じた海外広報を行いました。

(2) 開発途上地域の環境の保全

我が国は政府開発援助（以下「ODA」という。）による開発途上国支援を積極的に行っています。環境問題は、平成27年2月に改正された「開発協力大綱」において地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築を重点課題の1つとして位置付けるとともに、開発に伴う環境への影響に配慮することが明記されています。また、特に小島しょ国については、気候変動による海面上昇等、地球規模の環境問題への対応を課題として取り上げ、ニーズに即した支援を行うこととしています。

さらに、ODAを中心とした我が国の国際環境協力については、平成14年に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」において、環境対処能力向上や我が国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げています。平成25年においては、環境分野の国際協力として73億4,210万ドルの支援を行いました。

ア 技術協力

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）を通じた研修員の受入れ、専門家の派遣、技術協力プロジェクトへの支援等、我が国の技術・知識・経験をいかし、開発途上国の人材育成や、課題解決能力の向上といった環境分野における技術協力を行いました。

イ 無償資金協力

無償資金協力は、居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策等）、地球温暖化対策関連（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において実施されています。

また、草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を積極的に実施しています。

ウ 有償資金協力

有償資金協力（円借款・海外投融資）は経済・社会インフラへの援助等を通じ、開発途上国が持続可能な開発を進める上で大きな効果を発揮します。環境関連分野でも同様であり、上下水道整備、大気汚染対策、

地球温暖化対策等の事業に対しても、JICAを通じて、積極的に円借款・海外投融資を供与しています。

エ 国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP国際環境技術センター技術協力信託基金等に対し拠出を行っており、また、我が国が主要拠出国及び出資国となっている国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も重要になってきています。

地球環境ファシリティ（以下「GEF」という。）は、開発途上国等で実施される、地球環境問題の解決に資するプロジェクトに対して、主に無償資金を提供する多国間基金です。我が国はアメリカに次ぐ世界第2位の資金拠出国として、意思決定機関である評議会の場等を通じ、GEFの活動に積極的に参画しています。

また、途上国における気候変動対策を支援するための緑の気候基金（以下「GCF」という。）については、安倍総理により平成26年11月のG20サミットにおいて、国会の承認を前提に、15億ドルの拠出を表明しました。GCF理事会における基金設計の議論にも引き続き積極的に参画しています。

2 調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

(1) 戦略的な地球環境の調査研究・モニタリングの推進

監視・観測については、UNEPにおける地球環境モニタリングシステム（GEMS）、WMOにおけるGAW計画、WMO／ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）合同海洋・海上気象専門委員会（JCOMM）の活動、GCOS、全球海洋観測システム（GOOS）等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合（以下「GEO」という。）において、2008年（平成20年）11月まで執行委員会国を務めるとともに、GEOの専門委員会である構造及びデータ委員会の共同議長を務めるなど、GEOの活動に積極的に参加しました。GCOSの地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター（GSNMC）業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象機関と連携して推進しました。

気象庁は、WMOの地域気候センター（RCC）を運営し、アジア太平洋地域の気象機関に対し基礎資料となる気候情報やウェブベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、アジア太平洋地域の気象機関を対象にした研修を実施するなど、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

また、超長基線電波干渉法（VLBI）やGPSを用いた国際観測に参画するとともに、験潮、絶対重力観測等と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しました。

さらに、東アジア地域における残留性有機汚染物質（POPs）の汚染実態把握のため、これら地域の国々と連携して環境モニタリングを実施しました。

(2) 国際的な各主体間のネットワーキングの充実・強化

低炭素社会国際研究ネットワーク（LCS-RNet）では、平成26年10月にイタリアのローマにおいて、第6回年次会合が開催されました。緩和策のみならず気候変動影響への適応策との並行的推進が、今後更に重要となるとの認識を共有しました。さらに、緩和策と適応策を統合的に実施するべく、試験的な研究プロジェクトをフィリピンで開始しました。

また、アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）を他の国際機関等との連携により支援し、アジア太平洋地域の気候変動適応に関する政策立案者及び決定者・実施者に対する能力強化等の活動の強化を推進しました。第4回アジア太平洋気候変動適応フォーラムが平成26年10月にクアラルンプールで開催されました。さらに、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（以下「APN」という。）は、アジア太平洋地域における、

特に開発途上国の地球変動研究の推進を積極的に支援しました。神戸市のAPNセンターを中核として、気候変動や生物多様性に関する国際共同研究などを支援し、地域内諸国の研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

また、国連や各国と連携して地球環境の現状を把握するための地球全陸域の地理情報を整備する「地球地図プロジェクト」を主導しました。本プロジェクトには167か国・16地域が参加しており、111か国・8地域分のデータが公開されています（平成27年3月31日現在）。さらに、東アジアをリアルタイムでカバーできる温暖化影響観測ネットワーク網の構築によりアジアの環境影響評価を行うとともに、アジア太平洋環境経済統合モデル（AIMモデル）を用いて、中国、インド等のアジア各国において各国が自ら現状の政策を踏まえた将来の社会環境変化を予測するためのシナリオを構築する能力開発を協力して行いました。また、平成26年9月の国連気候サミットにおいて安倍総理が、途上国における気候変動による影響への適応を包括的に支援するため、「適応イニシアチブ」（適応分野の支援体制）を立ち上げました。

さらに、エネルギー・環境分野のイノベーションにより気候変動問題の解決を図るため、世界の産官学の議論と協力を促進する国際的プラットフォームとして、イノベーション・フォー・クール・アース・フォーラム（ICEF）を創設し、第一回年次会合を平成26年10月に開催しました。

3 民間団体等による活動の推進

経済成長著しいアジアで活動を展開しようとする我が国企業が、優れた環境技術・サービスの積極的な海外展開を通じた国際協力を推進することを目的とし、「アジアの低炭素発展に向けた情報提供サイト」（<http://www.env.go.jp/earth/coop/lowcarbon-asia/>）等を開設しています。

第5節 地域づくり・人づくりの推進

1 地域における環境保全の現状

(1) 地方環境事務所における取組

地方環境事務所においては、地域の行政・専門家・住民等と協働しながら、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化防止等の環境対策、除染の推進、国立公園保護管理等の自然環境の保全整備、希少種保護や外来種防除等の野生生物の保護管理について、地域の実情に応じた環境保全施策を展開しました。

(2) 地域における環境保全施策の計画的・総合的推進

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援、セミナーや自然観察会等のイベントの開催、ポスター等の啓発資料の作成、地域の環境保全活動に対する相談窓口の設置等が行われました。

2 持続可能な地域づくりに関する取組

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、地域主導のローカルなネットワーク構築が危機管理・地域活性化の両面からも有効との見方が拡大しています。また、今後、地域において人口減少や高齢化が見込まれる中で、持続可能な地域づくりを速やかに進めることが必要となっています。さらに、2050年（平成62年）における温室効果ガス80%削減や、気候変動による影響などへの適応策、資源ひっ迫への対処を適切に実施するためには、地域特性に応じた各地域における低炭素化や地域循環圏の構

築、生物多様性の確保への取組等が不可欠です。

平成26年度には、地域の特性を踏まえた低炭素な地域づくりをより一層推進するため、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく戦略的な再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入等を支援しました。また、災害に強く低炭素な地域づくりを支援するため、地域の主導する防災拠点への自立・分散型エネルギー導入を支援するモデル事業や基金拡充等を行いました。また、地域における低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、地域低炭素投資促進ファンドからの出資による支援を行いました。

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方に基づいて構築される「地域循環圏」の形成を促進するため、全国4地域においてモデル事業を実施しました。また、モデル事業の点検・評価等を踏まえ、地域循環圏を構築する際の諸課題を整理し、「地域循環圏形成推進ガイドライン」（平成24年7月策定）が地域の各主体にとって使いやすいものとなるよう、その改善方策を検討しました。

特別な助成を行う防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能の向上に資する質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。

気候変動の影響は、気候、地形、社会条件などによって異なり、また、適応は地域づくりにもつながることから、地域においても適応の取組を進めていくことが必要です。そのため、地方公共団体向けの適応に関する検討会等の実施に加え、最新の科学的な知見や地域における気候変動の身近な影響やそれに対する適応策を取り上げたシンポジウムを全国8か所で開催するなど普及啓発を実施しました。

3 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第17条に基づき、都道府県知事が、現に公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講ずる必要がある地域について作成することができる地域計画です。

都道府県知事は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）に基づく国の財政上の特別措置を受けようとする場合には、公害防止計画のうち公害防止対策事業等に係る部分（公害防止対策事業計画）について環境大臣の同意を求めることができます。

環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画は、21地域で策定されており、当該計画を推進するため、公害財特法に基づく国の財政上の特別措置を講ずるとともに、公害防止対策事業等の進捗状況等について調査を行いました。

4 環境教育・環境学習の推進

平成23年6月に改正された環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。平成24年10月施行）及び同法に基づく基本方針（平成24年6月閣議決定）に基づいた、人材認定等事業の登録を始めとする各種制度の運用を行うとともに、運用状況についてインターネットによる情報提供を行いました。また、関係府省が連携して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供することが重要であることから、環境教育・環境学習に関する各種施策を実施しました。

5 環境保全活動の促進

(1) 市民、事業者、民間団体等による環境保全活動の支援

ECO学習ライブラリー（<https://www.eeel.go.jp/>）により、地域や各主体ごとに活用できる様々なコ

ンテツ情報を提供し、環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体等による環境保全活動等を促進しました。

また、独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催などにより、それぞれの活動を振興するための事業を行いました。このうち、平成25年度の助成については、465件の助成要望に対し、189件、総額約5.8億円の助成決定が行われました。

さらに、森林ボランティアをはじめとした企業、NPO等多様な主体が行う森林づくり活動等を促進するための事業及び緑の募金を活用した活動を推進しました。

(2) 各主体のパートナーシップによる取組の促進

事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学やNPO等との協働により運営している「地球環境パートナーシッププラザ（以下「GEOC」という。）」において、パートナーシップへの理解と認識を深めるためのセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催しました。また、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス（以下「EPO」という。）」を全国各ブロック（8か所）に設置しています。今年度は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく協働取組のモデル事業を国内各地で実施しました。

さらに、「国連生物多様性の10年」（平成23年～平成32年）の推進のため、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体により構成される「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」では、民間事業者が生物多様性に関する学習機会を提供するためのヒント集の作成や、生物多様性の理解や環境学習に資する子供向け推薦図書（「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊～）の普及を行いました。

6 「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の取組

日本政府とユネスコは、「国連持続可能な開発のための教育（以下「ESD」という。）の10年（以下「DESD」という。）」の最終年である2014年（平成26年）に、共催で、「ESDに関するユネスコ世界会議」を我が国において開催し、153の国・地域から76名の閣僚級をはじめとする政府関係者等が参加しました。同会議では、DESDの成果を総括するとともに、2015年（平成27年）以降のESDの推進方策について、様々な視点から議論が行われ、「あいち・なごや宣言」が採択されました。また、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（以下「GAP」という。）」の開始が正式に発表されました。さらに、日本政府の財政支援により、GAPが実施される5年間に、ユネスコが全世界の中でESDに関する優れた取組を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」を創設することが、正式に発表されました。

環境省では、副大臣が座長となり外部有識者による「『国連ESDの10年』後の環境教育推進方策懇談会」を開催し、今後のESDの推進方策について議論し、報告書として取りまとめ、平成26年8月に公表しました。また、世界会議に向けてESDについて広く知ってもらうことを目的に、写真や俳句という身近な素材を使っの作品の公募を行い、優秀な作品に対して環境大臣による表彰を行いました。さらに、国内の取組を加速化するため、ESDの視点を踏まえた環境教育プログラムの作成・実証を通じた、持続可能な地域づくりを担う人材の育成を日本全国で実施してきました。世界会議では、環境省主催の公式サイドイベントを実施し、この事業をはじめとしたこの10年間の取組について、懇談会の成果とともに、広く国内外に発信しました。

このほか、国内におけるESD活動や支援事業の情報を発信し、活動の実践者と支援者との連携を促すことを目的に、国内で実践されている様々なESD活動をデータベース化し、ESD活動の「見える化」、「つながる化」を図る登録制度（+ESDプロジェクト）の普及拡大を行うとともに、東日本大震災の経験等からの新たな環境教育や環境保全活動の取組を基に作成したESD環境教育プログラムを東北地方で実践するた

め「東北地方ESDプログラムチャレンジプロジェクト」を展開しました。

文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会は、本世界会議の開催準備とともに、『「持続可能な開発のための教育（ESD）」愛称公募』の実施やESD関連イベントの開催、ESDポータルサイトの創設等、ESDの普及促進に向けて様々な取組を実施してきました。また、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、国際的な連携を実践する学校）の加盟校増加に取り組むとともに、新たにESDコンソーシアム事業を実施する等、ESDの推進に取り組みました。

7 環境研修の推進

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員を対象に、行政研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

平成26年度においては、行政研修18コース（20回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む）、分析研修16コース（22回）及び職員研修8コース（8回）の合計42コース（50回）を実施しました。また、国際協力の一環として、JICA集団研修「水環境モニタリング」をはじめ、各種研修員の受入れを行いました。26年度の研修修了者は、1,890名（前年度1,840名）となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,610名、分析研修が280名でした。その他、JICA集団研修「水環境モニタリング」の修了者が12名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が14.6%、地方公共団体が82.9%、特殊法人等が2.5%となっています。

第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 環境情報の体系的な整備と提供

(1) 環境情報の整備と国民等への提供

各種の環境情報を体系的に整備し、国民等に分かりやすく提供するため、次のような取組を行いました。

環境省ウェブサイトをはじめとする情報提供サイトにおいて、提供情報の分かりやすさと利便性の向上のためのウェブコンテンツJISへの対応、外国語による提供等を行いました。

「環境・循環型社会・生物多様性白書（以下「白書」という。）」を一般向けに要約した「図で見る環境・循環型社会・生物多様性白書」、小学生向けの概要版「こども環境白書」を作成、発行するとともに、全国6か所で「白書を読む会」を開催し、白書の内容を広く普及することに努めました。また、海外への情報発信の一環として、白書の英訳版を各国の駐日大使館等に配布しました。そのほか、白書の表紙絵を描くことを通じて環境問題への関心を喚起するため、「環境白書表紙絵コンクール」を開催しました。さらに、環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を最新のデータに更新するとともに、新たに英訳版の作成も行い、それぞれを環境省ウェブサイトで公開しました。

「環境情報戦略」に基づき、平成24年度及び25年度における「当面優先して取り組む施策」として位置付けられている各種施策の進捗状況についてフォローアップ調査を行うとともに、我が国の環境政策に関するポータルサイト（<http://www.env.go.jp/doc/portal/>）の充実を図りました。

地理情報システム（GIS）を用いた「環境GIS」による環境の状況等の情報や環境研究・環境技術など環境に関する情報の整備を図り、「環境展望台」において提供しました（<http://tenbou.nies.go.jp/>）。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、海域環境データベースの運用を行いました。

自然環境保全基礎調査や「モニタリングサイト1000」等の成果に係る情報を整備し、「生物多様性情報

システム」(<http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html>)において提供しました。また、「いきものログ」(<http://ikilog.biodic.go.jp/>)においては、全国の生物多様性データの収集と提供を広く行いました。さらに、「インターネット自然研究所」(<http://www.sizenken.biodic.go.jp/>)においては、国立公園のライブ映像をはじめとした、自然環境保全に関する各種情報の提供を図りました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

(2) 各主体のパートナーシップの下での取組の促進

環境教育の各種教材や環境教育等促進法に基づく各種認定の状況等を環境教育・環境学習・環境保全活動のウェブサイト(<https://edu.env.go.jp/>)において発信しました。

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報をGEOCを拠点としてウェブサイト(<http://www.geoc.jp/>)やメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、EPOにおいて、地域のパートナーシップ促進のための情報を収集、提供しました。団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」(<http://www.geoc.jp/rashinban/>)により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

2 広報の充実

関係機関の協力によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動や、環境省ウェブサイト、環境省公式Twitterによる情報提供、広報誌「エコジン」電子書籍版の発行、広報用パンフレット等の作成・配布を通じて、環境保全の重要性を広く国民に訴え、意識の高揚を図りました。

環境基本法に定められた「環境の日」(6月5日)を含む「環境月間」において、環境展「エコライフ・フェア」をはじめとする各種行事を実施するとともに、地方公共団体等に対しても関連行事の実施を呼び掛け、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図りました。

環境保全・地域環境保全及び地域環境美化に関し、特に顕著な功績のあった人・団体に対して、その功績をたたえるため、環境保全功労者等表彰を行いました。

環境省ウェブサイトにおいて、環境行政に関する意見・要望を広く受け付けました。

第7節 環境影響評価等

1 戦略的環境アセスメントの導入

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法第19条では、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たって、環境保全について配慮しなければならないと規定されており、上位の計画や政策段階の戦略的環境アセスメントについて我が国での導入に向けた検討を行いました。

2 環境影響評価の実施

(1) 環境影響評価法に基づく環境影響審査の実施等

環境影響評価法(平成9年法律第81号)は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業につ

いて環境影響評価の手續の実施を義務付けています。同法に基づき、平成27年3月末までに計355件の事業について手續が実施されました。そのうち、26年度においては、新たに34件の手續を開始、また、16件が手續完了し、環境配慮の徹底が図られました（表6-7-1）。

表6-7-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

▼環境影響評価法の施行状況^{※1}

(平成27年3月31日現在)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立、干拓	面整備	合計
手續実施	81 (21)	8 (0)	18 (4)	10 (0)	201 (85)	6 (1)	17 (3)	21 (9)	355 (122)
手續中	10 (0)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	113 (51)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	132 (52)
手續完了	62 (20)	7 (0)	13 (3)	8 (0)	65 (20) ^{※2}	5 (1)	12 (2) ^{※2}	14 (7)	181 (52)
手續中止	9 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	23 (14)	0 (0)	2 (1)	5 (2)	42 (18)
環境大臣意見・助言	64 (21)	7 (0)	14 (3)	8 (0)	114 (37)	0 (0)	5 (0)	15 (8)	224 (69)
配慮書	1 (0) ^{※4}	0 (0)	1 (0)	0 (0)	32 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	36 (0)
スコーピング	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
評価書	63 (21)	7 (0)	13 (3)	8 (0)	82 (37) ^{※3}	0 (0)	4 (0)	14 (8)	188 (69)
報告書	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(第2種事業を含む)

※1：括弧内は途中から法に基づく手續に乗り換えた事業で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。

※2：環境影響評価法第4条第3項第2号に基づく通知が終了した事業（スクリーニングの結果、環境影響評価手續不要と判定された事業）7件を含む。

※3：他に、風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（経済産業省資源エネルギー庁、平成24年6月6日）に基づく環境省の意見を提出した事業が12件ある。

※4：検討書に対する環境大臣意見を提出した事業（経過措置）1件を含む。

資料：環境省

環境影響評価の信頼性の確保や評価技術の質の向上に資することを目的として、調査・予測等に係る技術手法の開発を推進するとともに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識の情報等を集積し、インターネット等を活用して国民や地方公共団体等への情報支援を行いました。

特に、石炭火力発電所については「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成25年4月25日）」以降6件の配慮書が提出され、これらについて、同取りまとめを踏まえ、最新鋭の高効率技術が採用の有無や国の目標・計画との整合性などについて、環境影響評価手續を通じて審査しました。

(2) 環境影響評価の迅速化に関する取組

火力発電所のリプレースや風力・地熱発電所の設置の事業に係る環境影響評価手續について、従来3～4年程度要していた期間を、火力発電所のリプレースについては最短1年強まで短縮、風力・地熱発電所の設置についてはおおむね半減させることを目指すこととしています。

これらについて、自治体の協力を得て、経済産業省と共に、運用上の取組により、対象となった案件の迅速化について、おおむね想定のとおり国の審査期間の短縮を実現しました。また、風力・地熱発電所については、質の高い環境影響評価を効率的に実施できるよう、風況等から判断し風力発電等の適地と考えられる地域の環境情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）や環境影響評価に関連する技術情報の収集・整理を行い、これらの情報を「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」（<https://www2.env.go.jp/eiadb/>）を通じて公開しました。

(3) 環境影響評価法における放射性物質に係る対応について

環境影響評価法等個別環境法で規定されている放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を削除する、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）が第183回通常国会で成立しました。

これにより、環境影響評価法が改正され、放射性物質による環境の汚染を防止するため、環境影響評価手續の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとなりました（平成27年6月1日施行）。このため、「環境影響評価の基本的事項等に関する技術検討委員会」を開催し、平成26年6月に報告書を取りまとめ、

上記報告書の内容を踏まえ、平成26年6月27日に基本的事項を改正しました。同基本的事項を踏まえて、事業種毎の主務省令が順次改正されているところです。また、事業者が環境影響評価の際に参考とする、放射性物質に係る調査等の手法や環境保全措置の内容について、「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」として取りまとめました。

(4) 環境影響評価に係る国際展開について

アジア地域においては、環境影響評価が適切に行われず、事業実施に伴い環境影響が生じている事例があります。また、アジア各国の環境影響評価は運用面、技術面の課題が共通であることもありますが、情報交流や課題共有等を行うネットワークが現状存在しません。こうした状況下、我が国の事業者がアジアに事業展開するに際し、環境影響に関する問題により、事業実施が円滑に行えない事例も生じています。このため、我が国企業の事業展開に着目してアジア各国の環境影響評価に係る制度、運用に関して情報の収集・整理を行いました。また、各国の有する共通課題を抽出、共有し、アジア地域内における協力を推進するため、アジア各国の政府関係者や専門家による国際ワークショップを開催しました。

第8節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 健康被害の救済及び予防

(1) 公害健康被害の補償・予防等

ア 大気汚染系疾病

(ア) 既被認定者に対する補償給付等

我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、四日市ぜんそくを始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年（昭和48年）、公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

平成26年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、[1] 認定と更新、[2] 補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、[3] 公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業）等を実施しました。平成26年12月末現在の被認定者数は3万6,497人です。なお、昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定が解除されたため、旧第一種地域では新たな患者の認定は行われていません（表6-8-1）。

表6-8-1 公害健康被害の補償等に関する法律の被認定者数等

(平成26年12月末現在)

区分	地域	実施主体	指定年月日(昭和)	現存被認定者数	
旧第一種地域 非特異的疾患	千葉市 南部臨海 地域	千葉市	49.11.30	250	
	東京都 千代田区 全域	千代田区	49.11.30	124	
	// 中央区 //	中央区	50.12.19	200	
	// 港区 //	港区	49.11.30	336	
	// 新宿区 //	新宿区	//	927	
	// 文京区 //	文京区	//	405	
	// 台東区 //	台東区	50.12.19	384	
	// 品川区 //	品川区	49.11.30	737	
	// 大田区 //	大田区	//	1,576	
	// 目黒区 //	目黒区	50.12.19	463	
	// 渋谷区 //	渋谷区	49.11.30	443	
	// 豊島区 //	豊島区	50.12.19	567	
	// 北区 //	北区	//	843	
	// 板橋区 //	板橋区	//	1,483	
	// 墨田区 //	墨田区	//	554	
	// 江東区 //	江東区	49.11.30	1,169	
	// 荒川区 //	荒川区	50.12.19	622	
	// 足立区 //	足立区	//	1,498	
	// 葛飾区 //	葛飾区	//	987	
	// 江戸川区 //	江戸川区	//	1,383	
	東京都計				14,701
	慢性気管支炎 気管支ぜん息 ぜん息性気管支炎 及び肺気しゅ 並びに これらの続発症	横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	47.2.1	407
		川崎市 川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	1,426
		富士市 中部地域	富士市	47.2.1	377
		名古屋市 中南部地域	名古屋市	52.1.13	
		東海市 北部・中部地域	愛知県	48.2.1	340
		四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	50.12.19	399
		大阪市 全域	大阪市	44.12.27	6,322
		豊中市 南部地域	豊中市	49.11.30	182
		吹田市 南部地域	吹田市	48.2.1	195
		守口市 全域	守口市	49.11.30	1,121
		東大阪市 中西部地域	東大阪市	52.1.13	1,211
		八尾市 中西部地域	八尾市	53.6.2	690
堺市 西部地域		堺市	//	1,452	
神戸市 臨海地域		神戸市	48.8.1	666	
尼崎市 東部・南部地域		尼崎市	52.1.13	1,913	
倉敷市 水島地域		倉敷市	45.12.1	1,161	
玉野市 南部臨海地域		岡山県	49.11.30	29	
備前市 片上湾周辺地域		//	//	39	
北九州市 洞海湾沿岸地域		北九州市	//	850	
大牟田市 中部地域		大牟田市	48.2.1	754	
計				36,497	
第二種地域 特異的疾患	水俣病 阿賀野川 下流地域	新潟県	44.12.27	67	
	// // //	新潟市	//	107	
	// 水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	//	119	
	// // //	熊本県	//	310	
	イタイイタイ病 神通川 下流地域	富山県	//	5	
	慢性砒素中毒症 島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49.7.4	3	
// 宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48.2.1	46		
計				657	
合計				37,154	

注：旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。
資料：環境省

(イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- [1] 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的大気汚染対策に関する調査等を実施しました。
また、喘息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施、及び喘息の専門医による

電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。

- [2] 地方公共団体に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、喘息等に関する健康相談、乳幼児を対象とする健康診査、喘息キャンプ、水泳教室等の機能訓練等を推進しました。

イ 水俣病

(ア) 水俣病被害の救済

a 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において昭和31年5月に、新潟県阿賀野川流域において40年5月に公式に確認されたものであり、四肢末梢の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、中枢性聴力障害を主要症状とする中枢神経系疾患です。それぞれチッソ株式会社、昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった中毒性中枢神経系疾患であることが昭和43年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公健法に基づき行われており、平成27年3月末までの被認定者数は、2,979人（熊本県1,785人、鹿児島県492人、新潟県702人）で、このうち生存者は、594人（熊本県305人、鹿児島県117人、新潟県172人）となっています。

b 平成7年の政治解決

公健法及び平成4年から開始した水俣病総合対策医療事業（水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する事業）による対応が行われる一方で、公健法の認定申請を棄却された者による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、平成7年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。

これを踏まえ、国及び関係県は、医療事業の申請受付の再開（受付期間：平成8年1月～7月）等の施策を実施しました。原因企業から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）の交付の対象となった者1万1,152人、医療手帳の対象とならない者であって、一定の神経症状を有する者1,222人に対して、保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給することになりました。

国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、平成8年2月及び5月に原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、平成16年10月に、最高裁判所判決が出され、国及び熊本県には、昭和35年1月以降、水質二法（公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和33年法律第181号）、工場排水等の規制に関する法律（昭和33年法律第182号））・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高等裁判所判決が是認されました（表6-8-2）。

表6-8-2 水俣病関連年表

昭和31年	5月	水俣病公式確認
昭和34年	3月	水質二法施行
昭和42年	6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））
昭和43年	9月	厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表
昭和44年	6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴（48年3月原告勝訴判決（確定））
昭和44年	12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（救済法）」施行
昭和48年	7月	チッソと患者団体との間で補償協定締結（昭和電工と患者団体の間は同年6月）
昭和49年	9月	「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」施行
昭和52年	7月	環境庁「後天性水俣病の判断条件について（52年判断条件）」を通知
昭和54年	2月	「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（臨水審法）」施行
平成3年	11月	中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申
平成7年	9月	与党三党「水俣病問題の解決について」（最終解決策）決定
	12月	「水俣病対策について」閣議了解
平成8年	5月	係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）
平成16年	10月	水俣病関西訴訟最高裁判所判決（国・熊本県の敗訴が確定）
平成17年	4月	環境省「今後の水俣病対策について」発表
平成18年	5月	水俣病公式確認50年
平成21年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布
平成22年	4月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定
平成24年	7月	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付が終了
平成25年	4月	水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判所判決（1件は熊本県敗訴、1件は熊本県勝訴の高等裁判所判決を破棄差し戻し）
平成25年	10月	水銀に関する水俣条約の採択・署名のための外交会議が熊本市及び水俣市で開催
平成26年	3月	環境省「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」を通知（具体化通知）
平成26年	7月	臨時水俣病認定審査会において具体化通知に基づく審査を実施
平成26年	8月	特措法の判定結果を公表

資料：環境省

c 関西訴訟最高裁判所判決を受けた各施策の推進

そのため政府は、平成18年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、平成7年の政治解決や関西訴訟最高裁判所判決も踏まえ、平成17年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行うこととしました。

- [1] 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を平成17年10月に再開（受付期間：～平成22年7月）しました。
- [2] 平成18年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者をはじめとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策に取り組んでいます。

d 水俣病被害者救済特措法

平成16年の関西訴訟最高裁判所判決後、最大で8,282人（保健手帳の交付による取り下げ等を除く）の公健法の認定申請が行われ、また、2万8,364人に新たに保健手帳（平成22年7月申請受付終了）が交付されています。さらに、新たに国賠訴訟が6件提起されました。

このような新たな救済を求める者の増加を受け、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、自民党、公明党、民主党の三党の合意により、平成21年7月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）が成立し、公布・施行されました。その後、平成22年4月に水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」という。）を閣議決定しました。この救済措置の方針に基づき、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性の感覚障害を有すると認められる方に対して、関係事業者から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対しても、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置には6万5,151人（熊本県4万2,961人、鹿児島県2万82人、新潟県2,108人）が申請し、判定結果は3県合計で、一時金等対象該当者は3万2,244人、療養費対象該当者は6,013人、保健手帳からの切替者は1万6,824人となりました（平成26年8月に判定結果を公表。た

だし、新潟県のみ暫定値)。

また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、平成22年3月には熊本地方裁判所から提示された所見を、原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続が進められ、平成23年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、水俣病被害者救済特措法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、平成22年7月に同法に基づいて、チッソ株式会社を特定事業者に指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。

(イ) 水俣病対策をめぐる現状

公健法に基づく認定申請を棄却された方がその棄却処分の取消しを求めた訴訟2件について、平成25年4月16日に最高裁判所判決が下されました。このうち1件は、認定申請棄却を取り消して、認定を義務付けるもので、もう1件は、高等裁判所に差し戻すというものでした(その後、2件とも判決後に熊本県知事が認定)。この判決を受けて、環境省では、最高裁判所が認定の検討に当たって重要であると指摘した総合的な検討について、どのように総合的検討を行うかを具体化する作業を行い、その結論を平成26年3月7日付で熊本県・鹿児島県・新潟県の知事及び新潟市長に対し通知しました。

こうした健康被害の補償や救済に加えて、水俣病問題の解決に向けて、高齢化が進む胎児性患者とその御家族の方など、皆さんが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活の支援や相談体制の強化などの医療・福祉の充実や、慰霊の行事や環境学習などを通じて地域の絆を修復する再生・融和(「もやい直し」と呼ばれています)、環境に配慮したまちづくりを進めながら地域の活性化を図る地域振興にも取り組んでいます。

(ウ) 普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

ウ イタイイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイイタイ病は、昭和30年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、43年5月、厚生省が、「イタイイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。44年12月、神通川流域が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号。以下「救済法」という。)の施行とともに指定地域として指定され、49年9月には、救済法を引き継いだ公健法により第二種地域に指定されました。平成27年3月末現在の公健法の現存被認定者数は5人(認定された者の総数198人)です。また、富山県は将来イタイイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしています。平成27年3月末現在、要観察者は3人となっています。

エ 慢性砒素中毒症

宮城県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、平成27年3月末現在の公健法の現存被認定者数は、土呂久地区で49人(認定された者の総数194人)、笹ヶ谷地区で3人(認定された者の総数21人)となっています。

(2) 石綿健康被害の救済

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、[1] ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、[2] 予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、[3] 現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないままにお亡くなりになる方がいることなどの特殊性に鑑み、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）が平成18年2月10日に成立・公布されました。

その後、医療費等の支給対象期間の拡大や特別遺族弔慰金等の請求期限の延長等を定めた改正石綿救済法が平成20年12月1日より施行されました。

また、平成22年5月6日に提出された中央環境審議会の答申を受け、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」を石綿救済法の指定疾病として追加する政令が、平成22年7月1日より施行されました。

さらに、平成23年6月20日には今後の石綿健康被害救済制度の在り方について中央環境審議会からの答申があり、「現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかない」とされました。

平成23年8月30日には、議員立法による改正石綿救済法が施行され、特別遺族弔慰金等の請求期限が更に10年延長されました。

平成25年6月18日には、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における検討を踏まえ、肺がん等の判定基準の見直し等を行いました。

救済給付に係る申請等については、平成26年度末時点で1万4,174件を受け付け、うち1万170件が認定、2,260件が不認定、1,744件が取下げ又は審議中とされています。

(3) 環境保健に関する調査研究

ア 環境保健施策基礎調査等

(ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため引き続き、全国38地域で3歳児、全国39地域で6歳児を対象とした環境保健サーベイランス調査を実施しました。

その他、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

(イ) 環境要因による健康影響に関する調査研究

熱中症対策については、関係省庁が緊密に連携して取り組んでおり、平成25年度からは特に7月を熱中症予防強化月間と定め、普及啓発を集中的に実施しました。環境省としては、官民が一体となって熱中症予防の声掛けの輪を広げ、みんなで熱中症の被害を防ぐことを目的とした「熱中症予防声かけプロジェクト」と連携したイベントの開催や、ウェブサイト等を活用した暑さ指数（WBGT）の情報提供、「熱中症環境保健マニュアル」等の配布、熱中症対策講習会の実施等による予防・対処法の普及啓発を実施しました。

花粉症対策には、発生源対策、花粉飛散量予測・観測、発症の原因究明、予防及び治療の総合的な推進が不可欠なことから、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。環境省では、スギ・ヒノキの花粉総飛散量、飛散開始時期及び終息時期等の予測を実施しました。さらに、「花粉観測システム（はなこさん）」では、全国的に設置した花粉自動測定機による花粉の飛散状況を環境省ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/>）上でリアルタイムで公開しています。

黄砂の健康影響については、引き続き情報収集に努めるとともに、疫学調査を実施し、健康影響の評価・検討を行いました。また、「身のまわりの電磁界について」や「紫外線環境保健マニュアル」等を用いて、その他の環境要因による健康影響について普及啓発に努めました。

イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法を開発するに当たり、必要となる課題を推進することを目的とした研究、及びその推進に当たり有用な基礎的知見を得ることを目的とした研究を行い、最新の知見の収集に取り組みました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査などを実施し、その究明に努めました。

ウ 石綿による健康被害に関する調査

石綿を取り扱っていた事業場周辺においては一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があるため、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市、大阪府泉南地域等、兵庫県尼崎市、奈良県、北九州市門司区及び佐賀県鳥栖市の7地域において、健康リスク調査として、住民を対象とした問診、胸部エックス線及びCT検査を実施し、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行いました。また、石綿関連疾患に係る医学的所見やばく露状況の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

2 放射線被ばく線量の把握と健康管理

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出するなど全面的に県を支援しています。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康調査を実施し、行動調査に基づく被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っています。このほかに、個人線量計やホールボディカウンターによる被ばく線量の測定などを実施しています。

さらに、放射線による健康不安に対して適切に対応するため、これまで住民の方との接点が多い保健師や教師など向けの研修会等の開催のほか、住民を身近で支える相談員の活動を支援する拠点の整備などを行っています。

また、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」が閣議決定（平成25年10月11日）されました。これを踏まえ、福島近隣県を含め、事故後の健康管理の現状や課題を把握し、今後の支援の在り方等を検討するための「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を開催し、平成26年12月22日に中間取りまとめを公表しました。この中間取りまとめを踏まえ、環境省における「当面の施策の方向性」を策定し、福島県県民健康調査「甲状腺検査」の充実などを進めることとしています。

3 公害紛争処理等

(1) 公害紛争の処理状況

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）や広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）などについて、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

ア 公害等調整委員会に係属した事件

平成26年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は21件で、これらに前年から繰り越された57件を加えた計78件（責任裁定事件43件、原因裁定事件32件、調停事件3件）が26年中に係属しました。その内訳は、表6-8-3のとおりです。このうち26年中に終結した事件は29件で、残り49件が27年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件」があります。

この事件は、宗教法人、滋賀県等の住民355人、レストラン運営会社及び不動産会社（申請人）から、残土処分業者及び大津市を相手方（被申請人）として、残土処分場における埋立て等について、大量の土砂による水質悪化の可能性等があるととして、残土の搬入の中止等を求めたものです。

公害等調整委員会は、本件について、2回の現地調停期日の開催、現地調査の実施など、手続を進めた結果、調停が成立し、本事件は終結しました。

表6-8-3 (1) 平成26年中に公害等調整委員会に係属した事件

	事 件 名	件数
責任裁定事件	1 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1
	2 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰籍料等責任裁定申請事件	1
	3 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	2
	4 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	5 品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	1
	6 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	4
	7 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	1
	8 燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	9 秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	1
	10 海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	1
	11 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	12 裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	13 大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件	1
	14 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	15 沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	1
	16 練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件	1
	17 千葉県における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	18 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	1
	19 土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	2
	20 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	21 世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	2
	22 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	23 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	1
	24 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1
	25 香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	1
	26 静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1
	27 座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	1
	28 静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件	1
	29 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	30 沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	31 水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	1
	32 横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	1
	33 多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件	1
	34 田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件	1
	35 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	1
	36 行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件	1
	37 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件	1

表 6-8-3 (2) 平成 26 年中に公害等調整委員会に係属した事件

原因裁定事件	1	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	3
	2	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	3	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	4	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	5	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	1
	6	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	1
	7	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	8	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	4
	9	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	1
	10	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	11	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	12	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	4
	13	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	2
	14	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	15	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	1
	16	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定申請事件	1
	17	湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	1
	18	高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1
	19	長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	1
	20	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1
	21	稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件	1
	22	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件	1
23	南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件	1	
調停事件	1	大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	2
	2	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	1

資料：公害等調整委員会

イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

平成 26 年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は 35 件で、これに前年から繰り越された 41 件を加えた計 76 件（調停事件 75 件、義務履行勧告申出事件 1 件）が 26 年中に係属しました。このうち 26 年中に終結した事件は 36 件で、残り 40 件が 27 年に繰り越されました。

ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村や弁護士会、法テラスと情報・意見交換を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換・連絡協議に努めました。

(2) 公害苦情の処理状況

ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

イ 公害苦情の受付状況

平成 25 年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は 7 万 6,958 万件で、前年度に比べ 3,042 件減少しました（対前年度比 3.8% 減）。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型 7 公害の苦情件数は 5 万 3,039 件で、前年度に比べ 1,338 件減少しました（対前年度比 2.5% 減）。

一方、廃棄物投棄など典型 7 公害以外の苦情件数は 2 万 3,919 件で、前年度に比べて 1,704 件減少しました（対前年度比 6.7% 減）。種類別に見ると、廃棄物投棄が 1 万 801 件（典型 7 公害以外の苦情件数の 45.2%）で、前年度に比べて 584 件減少（対前年度比 5.1% 減）、その他（日照不足、通風妨害、夜間照明

など)が1万3,118件で、前年度に比べて1,120件減少しました(対前年度比7.9%減)。

ウ 公害苦情の処理状況

平成25年度の典型7公害の苦情処理件数のうち、3万4,340件(70.0%)が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導などを行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議を開催しました。

4 環境犯罪対策

(1) 環境犯罪対策の推進

環境犯罪について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯、暴力団が関与する事犯等を中心に取締りを推進しました。平成26年中に検挙した環境犯罪の検挙事件数は5,628事件(25年中は5,923事件)で、過去5年間における環境犯罪の法令別検挙事件数の推移は、表6-8-4のとおりです。

表6-8-4 環境犯罪の法令別検挙事件数の推移(平成22年~平成26年)

(単位:事件)

区分	年次	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総数		7,179	6,503	6,503	5,923	5,628
廃棄物処理法		6,183	5,700	5,655	5,169	4,909
水質汚濁防止法		5	1	4	2	2
その他 ^{※1}		991	802	844	752	717

※1:その他は、種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法等である。

資料:警察庁

(2) 廃棄物事犯の取締り

平成26年中に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反で検挙された4,909事件(25年中は5,169事件)の態様別検挙事件数は、表6-8-5のとおりです。このうち不法投棄事犯が51.6%(25年中は52.5%)、また、産業廃棄物事犯が17.1%(25年中は17.8%)を占めています。

表6-8-5 廃棄物処理法違反の態様別検挙事件数(平成26年)

(単位:事件)

区分	態様	不法投棄	委託違反 ^{※1}	無許可処分業 ^{※2}	その他	計
総数		2,531	24	24	2,330	4,909
	産業廃棄物	205	22	8	604	839
	一般廃棄物	2,326	2	16	1,726	4,070

※1:委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

※2:廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。

資料:警察庁

(3) 水質汚濁事犯の取締り

平成26年中の水質汚濁防止法違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件数は2事件(25年中は2事件)でした。

(4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

平成26年中における罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-8-6のとおりです。受理人員は、廃棄物処理法違反の6,591人が最も多く、全体の約80.7%を占め、次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（455人）となっています。処理人員は、起訴が4,508人、不起訴が3,498人となっており、起訴率は約56.3%となっています。起訴人員のうち公判請求は248人、略式命令請求は4,260人となっています。

表6-8-6 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（平成26年）

罪名	受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	計	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6,591	3,938	2,533	6,471	60.9%
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	367	148	225	373	39.7%
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	455	116	324	440	26.4%
動物の愛護及び管理に関する法律	73	22	51	73	30.1%
軽犯罪法（1条14号、27号）	246	79	164	243	32.5%
水質汚濁防止法	23	11	3	14	78.6%
その他	417	194	198	392	49.5%
合計	8,172	4,508	3,498	8,006	56.3%

注：起訴率は、（起訴人員／起訴人員＋不起訴人員）×100による。
資料：法務省

最近5年間に検察庁で取り扱った環境関係法令違反事件の受理・処理人員の推移は、表6-8-7のとおりです。26年中の通常受理人員は8,172人で、前年より527人減少しています。

表6-8-7 環境関係法令違反事件通常受理・処理人員の推移

年次	通常受理	処理			起訴率 (%)
		起訴	不起訴	合計	
平成22年	9,518 (100)	5,305	3,903	9,208	57.6
平成23年	8,862 (93)	4,821	3,740	8,561	56.3
平成24年	9,155 (96)	4,936	3,875	8,811	56.0
平成25年	8,699 (91)	4,767	3,719	8,486	56.2
平成26年	8,172 (86)	4,508	3,498	8,006	56.3

注1：（）内は、平成22年を100とした指数である。
注2：起訴率は、（起訴人員／起訴人員＋不起訴人員）×100による。
資料：法務省

1 原子力規制行政に対する信頼の確保

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて設置された経緯を踏まえ、国民からの信頼性の向上に向けて、継続的に原子力規制行政の信頼の確保に取り組んでいくことが極めて重要であると認識しています。原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこと、その際、多様な意見を聴くことによって独善的にならないように留意すること、形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求すること、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の開示を徹底し、透明性を確保することを組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいます。

(1) 独立性・中立性・透明性の確保、コミュニケーションの充実

平成25年度に引き続き、原子力規制委員会は、組織理念に基づき、科学的・技術的見地から公正・中立に、かつ独立して意思決定を行いました。同時に、外部とのコミュニケーションの充実のため、各種検討会合等において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用するとともに、それ以外の専門家や関係事業者からのヒアリングも積極的に実施しました。さらに、原子力規制委員会は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づくパブリックコメント及び同法に基づかない任意のパブリックコメントを計14件実施し、広く国民の意見を募集しました。また、九州電力川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である鹿児島県内の市町計5か所で開催された住民説明会に出席し、審査結果の説明を行いました。さらに、関西電力高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）の原子炉設置変更許可後には、審査結果に関する説明ビデオを作成し、高浜町によりケーブルテレビで公表され、また、原子力規制委員会のウェブサイトにも公表しました。

中立性の確保については、平成24年9月に決定した原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守し、業務を遂行しています。平成26年9月19日に新たに委員に就任した田中知委員及び石渡委員についても、就任前直近3年間の寄付等の必要な情報は就任日に公開しました。

透明性の確保については、原子力規制委員会及び各種検討会合等の議事録及び資料の公開に加えインターネット動画サイトによる生中継、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せ及び被規制者との面談の概要等の公開、幅広い報道機関に対する積極的な記者会見（原子力規制委員会委員長定例会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回）等を継続し、意思決定の透明性を確保しています。

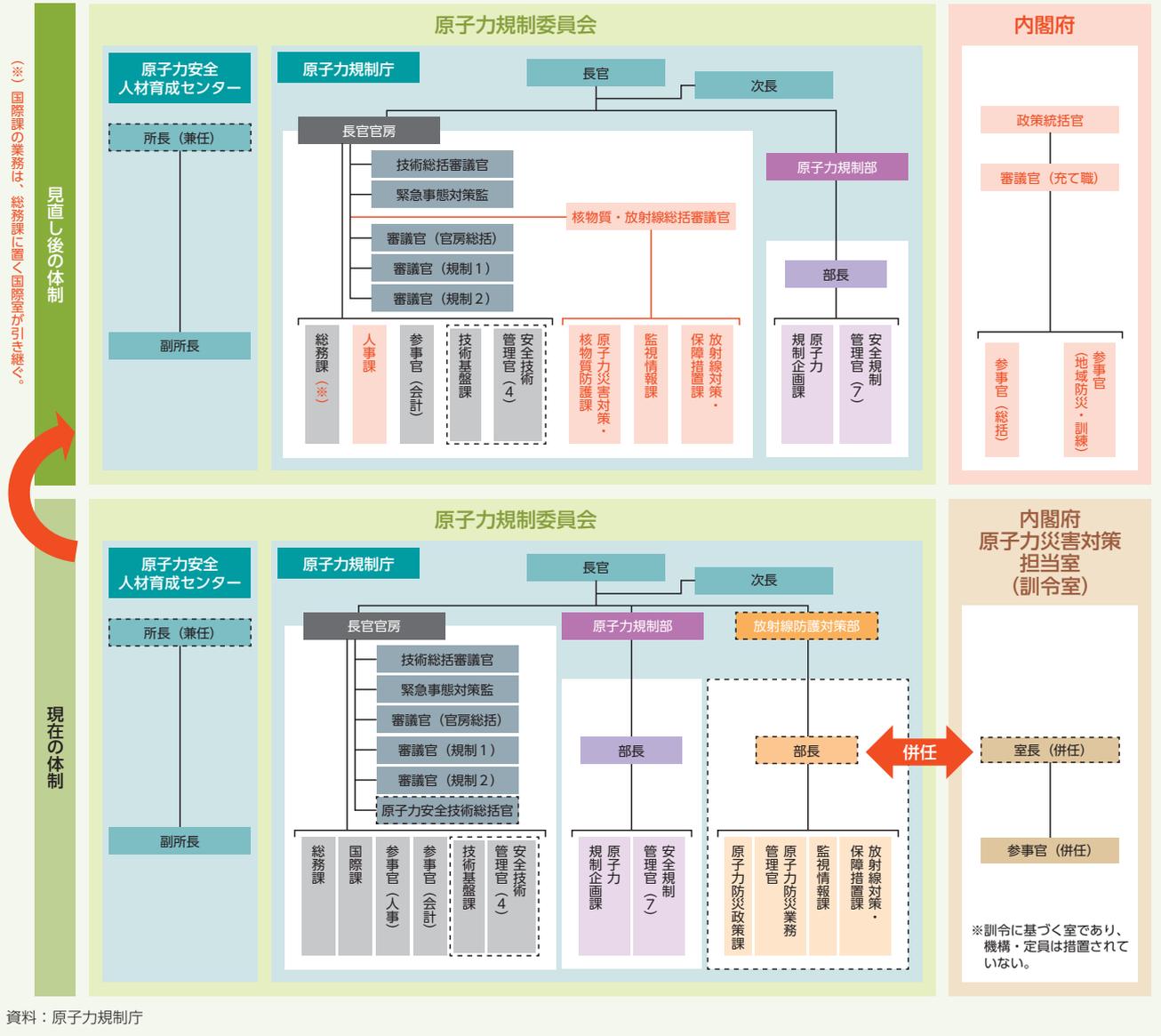
(2) 原子力規制委員会及び内閣府原子力防災担当の体制の見直し

平成26年10月14日、政府全体の原子力防災体制の充実・強化のため、地域の原子力防災の充実・強化に係る業務等を原子力規制委員会職員が内閣府職員を併任し実施していた従前の体制が見直され、専任の内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足しました。一方で、原子力規制委員会としても従前の放射線防護対策部を廃止し、新しく核セキュリティ・核物質防護、放射線対策等の業務を総括する審議官として、核物質・放射線総括審議官を長官官房に設置し、核物質・放射線総括審議官の下に放射線防護グループを設置しました（図6-9-1）。

また、平成27年1月15日には、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制を充実・強化するため、5人の定員を措置しました。

平成27年3月31日現在の定員は964名、平成26年度予算は631億7,200万円（補正後）です。

図6-9-1 原子力防災体制の充実・強化に伴う組織見直しについて



(3) マネジメントシステムの構築

原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の任務を達成するため、原子力利用における安全の確保を図ると同時に、品質、セキュリティ等各種のマネジメント要素を効果的に統合したマネジメントシステムを構築するため、平成26年度第22回原子力規制委員会（平成26年9月3日）において原子力規制委員会マネジメント規程を決定しました。

当該マネジメントシステムの平成27年4月1日からの本格運用に向け、平成26年度第56回原子力規制委員会（平成27年2月12日）において、組織理念に基づく中期目標（平成27年4月1日から5年間）を決定し、さらに、平成27年度第65回原子力規制委員会（平成27年3月25日）において、中期目標に基づく平成27年度重点計画を決定しました。

(4) 国際機関及び諸外国の原子力規制機関との連携・協力

原子力規制委員会は、原子力規制の向上のために、国際機関及び諸外国の原子力規制機関との積極的な連携・協力を図っています。

国際機関との連携については、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）や経済協力開発機構／原子力機関（以下「OECD/NEA」という。）の常設委員会（安全基準委員会（CSS）等）を含む各種会議に参加

しました。また、IAEA及びOECD/NEA事務局長との意見交換や、IAEAの総合規制評価サービス（IRRS）の受入れを進めるとともに、平成27年2月16日から2月27日までの間、IAEAの国際核物質防護諮問サービス（以下「IPPAS」という。）ミッションを受け入れました。

諸外国の原子力規制機関との協力については、国際原子力規制者会議（INRA）、日中韓上級規制者会合（TRM）等へ参加しました。また、各種国際条約に基づく国別報告の作成や各種会合への参加等の活動を行いました。さらに、国際アドバイザーとの意見交換等を通じ、原子力規制に関する経験や知見を積極的に取り入れるよう努めました。

2 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

(1) 原子炉等規制法に係る規制制度等の見直し

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に係る規制制度等の見直しについては、平成26年7月から作業員の被ばく制限の見直しについて検討を開始しました。また、保安検査の在り方についても、平成24年度から引き続き検討を行いました。

さらに、平成26年5月12日、原子力規制委員会は、原子力安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を行い、それを踏まえた原子力規制委員会としての対応の要否について助言を行うことを指示しました。これまでに計4回の合同審査会において審議が行われ、その結果が原子力規制委員会に報告されています。

このほか、放射線審議会においては、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）において、関係行政機関の長からの諮問を受け、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一化に関する審議を行うこととされており、原子力規制委員会において緊急作業時の被ばくに関する規制について検討が始まったことを踏まえ、関係機関から、緊急作業に従事する者の被ばく制限に関する東京電力福島第一原子力発電所の事故時における対応を聴取しました。

(2) 全国の原子力施設の審査・検査等の状況

実用発電用原子炉については、原子力規制委員会が平成25年7月8日に新規制基準を施行した後、平成26年度までに11事業者から15原子力発電所24プラントの新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出されました。これらの申請については、原子力規制委員会において了承された方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、平成26年度に審査会合を計113回開催しました。

そのうち、川内原子力発電所1・2号炉及び高浜発電所3・4号炉については、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、事業者の技術的能力や原子炉の構造、設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集、審査の結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行いました。募集した科学的・技術的意見、経済産業大臣及び原子力委員会からの回答を踏まえて審議した結果、川内原子力発電所1・2号炉に対しては平成26年度第23回原子力規制委員会（平成26年9月10日）において、高浜発電所3・4号炉に対しては平成26年度第56回原子力規制委員会（平成27年2月12日）において、設置変更許可処分を行いました。また、川内原子力発電所1号炉については、平成26年度第63回原子力規制委員会（平成27年3月18日）において、工事計画の認可を行いました。さらに、川内原子力発電所1号炉については、平成27年3月19日に使用前検査申請書を受領し、同年3月30日から使用前検査を開始しました。

また、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可について、3事業者3原子力発電所6プラントに係る申請書が提出されました。これらの申請についても、厳正かつ適切に審査を進めました。

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成25年12月18日に新規制基準を施行した後、平成26年度までに8事業者から19施設の事業変更許可申請等が提出されました。これらの申請について、原子力

規制委員会において了承された方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、平成26年度に、再処理施設（日本原燃株式会社再処理事業所）及びMOX燃料加工施設（日本原燃株式会社再処理事業所）については、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、ウラン燃料加工施設（日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所等）及び試験研究用等原子炉施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構JRR-3）については原子力規制庁が原則として行う審査会合を計40回開催しました。

このほかに、原子力規制委員会は、原子炉等規制法等に基づき、加工施設、試験研究炉等原子炉施設、実用発電用原子炉施設、研究開発段階にある発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質使用施設及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等に関する必要な規制を行っています。また、原子力規制委員会では、原子力施設近傍に原子力規制事務所（全22か所）を設置し、原子力保安検査官等を配置しています。そして、現地駐在の原子力保安検査官を中心に、それぞれの原子力施設を対象に、定期的に保安規定の遵守状況等の検査を実施しているほか、発電用原子炉施設においては、発電用原子炉設置者が行う安全確保上重要な行為等に対する保安検査等を実施するとともに、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行っています。

(3) 原子力発電所敷地内破砕帯の調査

旧原子力安全・保安院での検討において、発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた6つの発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者で構成する会合を開催し、現地調査と評価を実施しています。平成26年度においては、評価が終了した関西電力大飯発電所以外の5つのサイト（日本原子力発電敦賀発電所、東北電力東通原子力発電所、日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力美浜発電所及び北陸電力志賀原子力発電所）について、19回の評価会合等を実施しました。日本原子力発電敦賀発電所について、有識者会合は、評価書を取りまとめ、平成27年3月25日に原子力規制委員会に報告し終了しました。また、東北電力東通原子力発電所については、評価書を取りまとめ、平成27年3月25日に原子力規制委員会に報告し終了しました。

(4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、許可使用者等について、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っています。平成26年度において、放射線同位元素等の使用について新規に39件の許可を厳正かつ適切に行いました。

(5) 安全文化醸成への取組

原子力規制委員会では、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るため、1か月に1回程度の頻度で、原子力事業者の経営責任者と意見交換を行うこととしています。第1回の意見交換は、平成26年10月29日に九州電力株式会社の取締役社長と実施し、以降、四国電力株式会社、関西電力株式会社、北海道電力株式会社、東京電力株式会社及び中部電力株式会社の経営責任者との間で意見交換を行いました。

3 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

(1) 中期的リスクの低減目標マップ

東京電力福島第一原子力発電所は、事故発生当初の応急処置を次々と実施する状態から、廃炉に向けた計画的な取組を活動の中心にしている状態に移行しつつあります。安全上の観点からの優先順位を明確にするとともに、完了した措置と更なる取組を要する措置が分かるようにすることを目的として、中期的リスクの低

減目標マップ（平成27年2月版）が平成26年度第57回原子力規制委員会（平成27年2月18日）において決定されました。当該低減目標マップでは、優先的に解決すべき事項を抽出し、完了の見通しなどの時間軸を用いた整理が行われています。今後、当該低減目標マップを定期的に見直し、目標の達成状況の評価を行うこととしています。

(2) 特定原子力施設に係る実施計画の認可・検査等

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示しました。その後、措置を講ずべき事項に基づき策定した、「東京電力福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成25年にこれを認可しました。作業の進捗状況に応じ、平成26年度に38件の実施計画の変更を認可しました。主な実施計画の変更認可等は以下のとおりです。

[1] 凍土方式遮水壁工事の一部認可について

平成26年3月7日、建屋への地下水流入を抑制するための凍土方式遮水壁による対策に関する実施計画の変更認可申請が提出されました。同申請については、第19回から第23回までの特定原子力施設監視・評価検討会における議論を踏まえ、平成26年9月17日付けで認可を行いました。

[2] 敷地境界における実効線量（評価値）の変更等の認可について

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の敷地境界における実効線量（評価値）が、平成25年4月以降1mSv/年未満を大幅に超過していることから、26年2月に実効線量（評価値）の制限を達成する時期の明確化等を含む実施計画の変更を東京電力株式会社に指示していました。上記を踏まえ、26年3月26日及び6月20日、東京電力株式会社は敷地境界における実効線量（評価値）を27年3月末までに2mSv/年未満、28年3月末までに1mSv/年未満とする方針等を含む実施計画の変更認可申請（平成25年12月18日付申請）の一部補正を提出しました。同申請については、平成26年度第14回原子力規制委員会（平成26年6月25日）においてこれを確認し、26年6月25日付けで認可しました。

実施計画の遵守状況については、現地に駐在する保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査、使用前検査、溶接検査などにより、東京電力株式会社の取組を監視しています。

(3) 事故の分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の1つであり、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」における議論、現地調査等を踏まえ、平成26年度第31回原子力規制委員会（平成26年10月8日）において、中間報告書を取りまとめました。中間報告書では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の報告書において提起されている様々な課題、未解明事項などのうち、まずは、国会事故調報告書において、未解明問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている事項（1号機原子炉建屋4階における出水や4号機原子炉建屋の水素爆発等の7項目）を対象に原子力規制委員会の見解を取りまとめました。今後も、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、引き続き技術的な側面から調査を進めていくこととしています。

4 原子力規制等に関する技術・人材の基盤の構築

(1) 原子炉等規制法に係る規制基準等の見直し

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA等の国際機関の定める規制基準を含む海外の規制動向を踏まえて、平成25年7月に発電用原子炉施設の新規制基準等を施行し、平成25年12月に再処理施設の新規制基準等を施行しました。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む）については最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしています。

平成26年度においては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正など必要な見直しを実施しました。

(2) 原子力安全研究の推進

原子力規制委員会では、世界で最も高いレベルの原子力規制を実現するため、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実現し、科学的・技術的知見を蓄積していくこととしています。

このため、原子力規制委員会は、平成25年度第23回原子力規制委員会（平成25年9月25日）において、「原子力規制委員会における安全研究について」を取りまとめ、原子力規制委員会における安全研究として実施すべき研究分野を特定し、これに基づき、国内外の研究機関と連携した安全研究を実施しています。安全研究の成果として、平成26年度においては、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた3件の「NRA技術報告」を公表するとともに、17件の論文投稿、47件の学会発表を行いました。

(3) 人材の確保・専門性の向上

実効ある規制事務を遂行するためには、原子力規制委員会の高度な専門的技術的判断を支える専門性を有する人材を確保するとともに、その専門性の更なる向上に継続的に取り組んでいくことが不可欠です。

人材の確保については、新規採用に加えて行政職や研究職を対象とした実務経験者の採用を累次にわたり実施しました。

また、専門性向上の取組として、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大半を明確にするため、平成26年度第14回原子力規制委員会（平成26年6月25日）において、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」を決定し、さらに、当該基本方針に定められた人材育成に係る施策の進め方として、「職員の人材育成に係る施策の進め方について」が、平成26年第22回原子力規制委員会（平成26年9月3日）において承認されました。当該基本方針等に基づき、職員の力量向上に向け、知識管理・技術伝承の取組や、研修用プラントシミュレータの開発・整備等を開始しました。また、職員向けに各種研修プログラムを設け、原子力規制に関する専門研修等を計画的に実施しました。

5 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

(1) 核セキュリティに係る取組

核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、平成25年7月より、核セキュリティに関する検討会において、個人の信頼性確認制度、輸送時の核セキュリティ対策並びに放射線物質及び関連施設に係る核セキュリティといった個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行っています。

核セキュリティ文化を醸成する取組として、原子力規制委員が、事業者経営層に対する直接の説明や面談を行い、核セキュリティ文化醸成活動への経営層の関与について意識の強化を図りました。また、原子力規

制委員会の組織理念に基づき、原子力規制組織として原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成、維持を図るための指針として「核セキュリティ文化に関する行動指針」を平成26年度第50回原子力規制委員会（平成27年1月14日）において決定しました。

国際的要請への対応としては、平成26年1月、IAEAに対しIPPASミッションを受け入れる旨の正式要請を行い、26年6月30日、7月1日の公式事前準備会合を経て、27年2月16日から2月27日までの間、IPPASミッションを受け入れました。原子力規制委員会は、今後最終的に示される正式報告書の勧告事項や助言事項について、必要に応じ関係省庁と協議しつつ精査・検討し、既存の取組の継続的な改善の一環として適切な措置を講じることとしています。

また、平成17年に採択された核物質の防護に関する条約の改正の締結のため、国内担保法である、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（放射線発散処罰法）の一部を改正する法律（平成26年法律第25号）が第186回国会で可決されました。さらに、我が国は、平成26年6月28日にIAEA本部において、核物質の防護に関する条約の改正の受諾書をIAEA事務局長に寄託しました。許認可等については、平成26年度において、核物質防護規定の変更の認可を56件、厳正かつ適切に行いました。また、独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所及び中部電力浜岡原子力発電所において核物質防護規定遵守義務違反が認められたため、それぞれ、平成26年9月12日及び27年1月30日に文書により厳重に注意するとともに、再発防止を求めました。

(2) 保障措置に係る取組

原子力規制委員会は、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、我が国の核物質が核兵器などに転用されていないことの確認をIAEAから受けるため、[1] 原子力施設や大学などが保有する全ての核物質の在庫量等を取りまとめてIAEAに報告し、[2] その報告内容が正確かつ完全であることをIAEAが現場で確認をするための査察等への対応を行い、これらの活動を通じて国際社会における我が国の原子力の平和利用への信用の維持に努めています。なお、東京電力福島第一原子力発電所においても、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動を行っています。

また、平成26年6月20日にIAEAより公表された「2013年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、平成16年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる（拡大結論）」との評価がなされています。

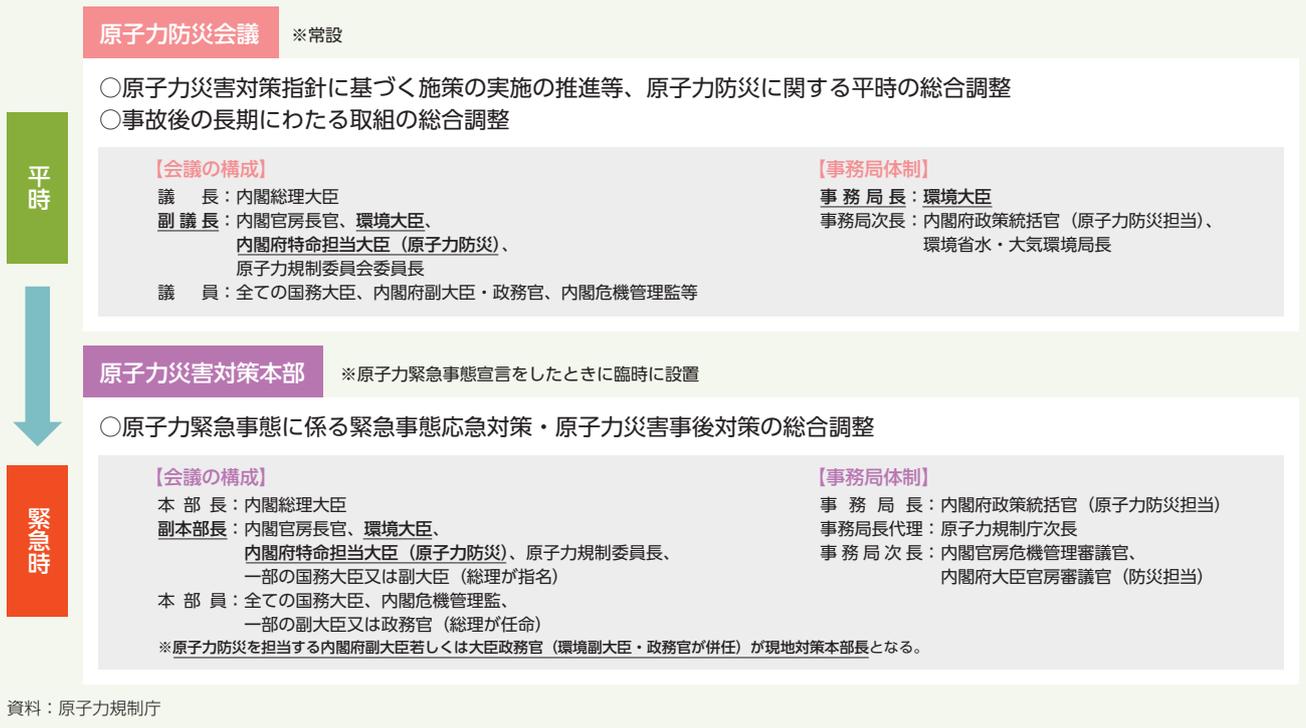
6 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

(1) 原子力災害対策に係る取組

平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法（昭和30年法律第186号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築されました。

平成26年10月14日には、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足し、これまで原子力規制庁が担うこととなっていた原子力災害対策本部の事務局は内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が担うこととなりました。現在の原子力防災体制については、図6-9-2のとおりとなっています。

図6-9-2 原子力防災体制



また、原子力災害対策特別措置法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされています。このため、原子力規制委員会においては、平成24年10月に同指針を策定し、平成24年度に1度、平成25年度に2度の改定を行いました。また、平成26年10月以降は、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、同指針に挙げられた課題である東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準について検討を行いました。検討結果を踏まえた指針の改定案について、平成27年3月に取りまとめ、パブリックコメントを実施しました。

(2) 緊急時対応への取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っています。平成26年度の報告会においては、前年度に抽出された共通の課題への取組状況や今後の課題等について、原子力事業者と意見交換を行い、前年度よりも訓練が充実してきていることを確認しました。

また、原子力規制庁として原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センターと原子力施設事態即応センターとのより幅広い情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図っています。原子力規制委員会としての危機管理に係る取組としては、平成26年10月14日の内閣府及び原子力規制委員会の組織改編に伴い、原子力規制委員会防災業務継続計画等を改正する等、必要な体制整備を行いました。また、宿日直簡易チェックリストの作成や実務研修の実施を通じて、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上に努めています。

さらに、平成26年11月2日、11月3日に行われた、北陸電力志賀原子力発電所を対象とした、国、原子力事業者、地方公共団体等が一体となって実施する原子力総合防災訓練に、原子力規制委員会も関係省庁の1つとして参加しました。今回の訓練は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織発足後初めての訓練であり、内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織と原子力規制委員会との連携を確認しました。

(3) 放射線モニタリングの充実

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うために、原子力規制庁は、平成26年6月12日に「緊急時モニタリング計画作成要領」を、26年10月29日には、「緊急時モニタリングセンター設置要領」を作成しました。また、原子力規制委員会は、27年1月21日に「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定する等、緊急時モニタリング体制の充実・強化を行いました。さらに、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制の充実・強化のため、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県及び福井県大飯・高浜地域に設置しました。

また、原子力規制委員会では、政府が定めた「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成26年4月1日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係るモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング、全国的な空間線量率のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週、公表しています。平成26年11月には、IAEA環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水を採取し、日本のデータの信頼性が高いことを確認しました。

このほか、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境放射能水準を調査するため、全国47都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所等周辺海域（全16海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24道府県）が実施する放射能調査等の支援を行いました。そのほか、地方公共団体のモニタリング従事者向け研修の実施や、米国原子力艦寄港に係る放射能調査を着実に実施しました。

(4) 事故・故障等

原子炉等規制法では、原子力事業者等に対し原子力施設等で発生した事故・故障等について原子力規制委員会に報告することを義務付けています。平成26年度に受けた報告は、原子力事業者等から6件、放射線同位元素等取扱事業者から2件でした。